簡易課税用

令和８年分

消費税及び地方消費税の確定申告の手引き

基礎知識
確定申告の準備
確定申告の流れ
申告書を作成する
- 消費税の税額計算
- 地方消費税の税額計算
- 申告書（第一表及び第二表）の記入
- その他の項目

申告と納付
所得税の決算額調整
下書き用申告書等

個人事業者用

○ この手引きは、消費税の課税事業者である個人事業者の方を対象に、消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）を作成する要領を説明しています。
○ この手引きでは、一般的な事項について説明しています。
○ 令和8年分の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限及び納期限は、**令和9年3月31日（水）**です。

⚠ ご注意ください！
申告書提出後に、納付書の送付等による納税のお知らせはありません。

○ 振替納税をご利用の方は、令和9年4月30日（金）が振替日です。
○ 適格請求書発行事業者（以下「インボイス発行事業者」といいます。）の登録を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方については、2割特例を適用することができます。

※2割特例とは、売上金額を集計すれば、手軽に納税額が計算できる仕組みです。
2割特例を適用する場合は「2割特例用　消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」をご覧ください。

確定申告書は自宅からe-Taxで作成・提出ができます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、自宅から消費税の確定申告書の作成・e-Taxによる送信ができます。

◆簡易課税を適用している方は、「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、事業区分ごとに売上（収入）金額等を入力するだけで、計算誤りなく納税額を計算することができ大変便利です。

◆作成した確定申告書は、マイナンバーカード、マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はICカードリーダライタ）、マイナンバーカードのパスワード2つ【①利用者証明用暗証番号（数字4桁）②署名用パスワード（英数字6～16文字）】を用意すれば、自宅からe-Tax（電子申告）を利用して提出できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

作成コーナー

※ マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください



有効期限を過ぎた場合、**e-Tax手続等のご利用ができません。**
特に、確定申告期は、更新窓口（市区町村）の混雑が予想されますので、**お早めに更新手続をお願いします。**

＞ 有効期限や更新手続等の詳細は、「デジタル庁公式ホームページ」をご確認ください。

税務相談チャットボット

消費税の確定申告のご相談はぜひチャットボットをご利用ください。

※チャットボット（消費税確定申告）は、2月上旬相談開始予定です。



税務職員ふたば

- 「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（令和8年9月15日閣議決定）において、**令和9年4月から2年間、飲食料品に係る消費税率を引き下げる**方針が示されました。
- 詳しくは、国税庁ホームページ内の「消費税率引下げ特設サイト」に掲載しているパンフレットやQ&A等をご確認ください。



（特設サイト）

税務署 この社会あなたの税がいきている

この手引きの概要を紹介します。
はじめにお読みください。

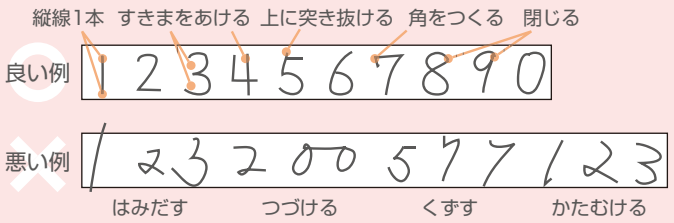
手引きの構成

1 基礎知識	4ページ	消費税及び地方消費税の確定申告に関する基礎知識を説明します。
2 確定申告の準備	10ページ	消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に必要な書類を説明します。
3 確定申告の流れ	12ページ	消費税及び地方消費税の確定申告について、基本的な計算方法から、納付までの流れを説明します。
4 消費税の税額計算	16ページ	設例を参考に、申告書の記載方法を説明します。
5 地方消費税の税額計算	28ページ	
6 申告書（第一表及び第二表）の記入	30ページ	
7 その他の項目	35ページ	税額計算以外の申告書の記入方法を説明します。
8 申告と納付	38ページ	申告書の提出方法と納付方法等を説明します。
9 所得税の決算額調整	39ページ	消費税及び地方消費税の納付税額又は還付税額を算出した後の所得税の決算額調整方法を説明します。
10 下書き用申告書等	40ページ	提出書類等の見本を掲載しています。下書き用としてご利用ください。
○事業区分の判定フローチャート	46ページ	事業区分の判定の目安となるフローチャートを掲載しています。
○振替納税の新規（変更）申込み	48ページ	振替納税の新規（変更）の申込みのための振替依頼書を掲載しています。

申告書記入についての注意事項

確定申告書は機械で読みとりますので、記入する際は、次の事項に注意してください。

・確定申告書を汚したり、穴を開けたりしないでください。
・黒いインクのボールペンを使用してください（消せるボールペンは使用しないでください。）。
・記入する際は、指定の枠内に、楷書で記載する等、丁寧に記載してください。
また、記載事項を訂正する際も、可能な限り指定の枠内に収まるよう記載してください。



国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）では、消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、タックスアンサー（よくある税の質問）や消費税法の改正などの各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください。

インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
消費税軽減税率・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）

専用ダイヤル **0120-205-553**（無料）
【受付時間】9：00～17：00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

※ 食料品に係る消費税率の引下げや軽減税率制度、インボイス制度に関する一般的なご質問に対応しています。国税に関するそのほかのご質問については、下記の国税相談専用ダイヤルへお電話ください。
※ 上記専用ダイヤルをご利用になれない場合は、所轄の税務署に電話して音声案内「１」を選択してください（電話相談センターにつながります。）。

・ インボイス制度に関するご相談は、消費税軽減税率・インボイスコールセンターや各税務署でお受けしておりますが、その他にも、制度に関する補助金、取引のお悩み、経営など、関係省庁等が連携して各種の相談窓口をご用意しています。
・ インボイス制度に関する様々なお困りごとについて、どの窓口に相談すべきかを容易に検索できるよう、相談内容別の相談窓口一覧を「インボイス制度特設サイト」に掲載しておりますので、是非ご活用ください。

インボイス制度特設サイト

国税に関するご相談は、国税相談専用ダイヤルへお電話ください（「電話相談センター」につながります）。

ナビダイヤル **0570-00-5901**（全国一律料金）
【受付時間】8:30～17:00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

・ 相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
・ 税務署、業務センターからのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署、業務センターまでお問い合わせください（税務署にお問い合わせする場合、所轄の税務署に電話して音声案内「２」を選択してください。）。
・ 上記ナビダイヤルにつながらない場合は、所轄の税務署に電話して音声案内「１」を選択してください。

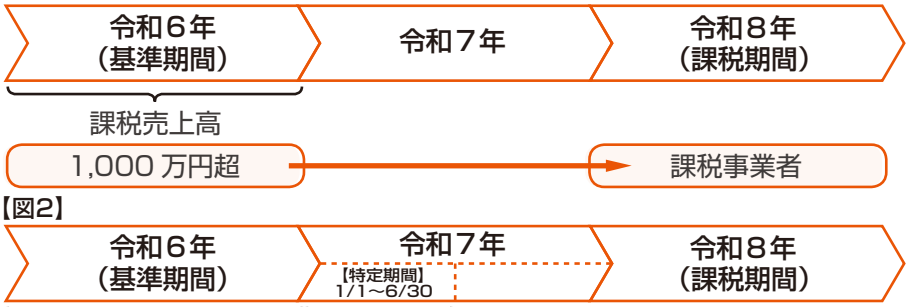
【電話相談センターにつながった後の音声案内】
音声案内に沿って、次の「1」～「6」を選択します。
「1」 所得税
「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
「4」 法人税
「5」 消費税、印紙税
「6」 その他

確定申告が必要な方

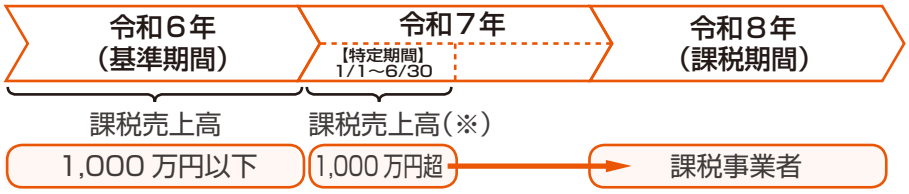
次のいずれかに該当する個人事業者の方は、令和８年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要です。なお、消費税と地方消費税の確定申告は、一の申告手続でまとめて行います。

① インボイス発行事業者の登録をされている方
② 基準期間(令和6年分)の課税売上高が 1,000 万円を超える方(下の図１を参照)
③ 基準期間(令和6年分)の課税売上高が 1,000 万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
④ ②及び③に該当しない場合で、特定期間（令和 7 年1月1日から令和 7 年6月 30 日までの期間）の課税売上高が 1,000 万円を超える方(下の図2を参照)
なお、特定期間における 1,000 万円の判定は、課税期間の初日において非居住者である個人事業者の場合を除き、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

【図1】



【図2】



※特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。なお、その課税期間の初日において非居住者である個人事業者である場合は、給与等支払額の合計額により行うことはできません。

注意

○ 上記①～④のいずれかに該当する場合は、令和８年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和８年分の確定申告が必要となります。
○ 簡易課税制度は、基準期間（令和６年分）の課税売上高が5,000万円以下で、原則、令和７年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用されます。

上記①～④に該当しない場合でも、高額特定資産を取得した場合等の特例などにより課税事業者となる場合があります。詳しくは国税庁ホームページに掲載している「消費税のあらまし」等をご覧ください。

※インボイス発行事業者の登録を受けたことにより、年の途中から課税事業者となった場合、課税事業者の期間（例えば、令和８年４月１日から課税事業者となった場合、令和８年４月１日から令和８年12月31日までの期間）における課税取引について、確定申告が必要となります。
この場合の消費税の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページに掲載している「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法」をご覧ください。
なお、インボイス発行事業者の登録を受けた場合は、登録日以後２年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間について免税事業者となることはできません。

インボイス制度について

インボイス制度は、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式です。
適格請求書（インボイス）等を交付しようとする事業者は、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります※。

※インボイス発行事業者としての登録を受けるための登録申請手続については、国税庁ホームページのインボイス制度特設サイト「インボイス発行事業者登録申請手続」をご確認ください。なお、登録された場合は、登録番号などが通知され、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において事業者の情報（個人事業者の場合、原則として氏名、登録番号及び登録年月日）が公表されます。

■インボイス発行事業者の登録を受けた場合《売手としての留意点》
インボイス発行事業者は、課税事業者の求めに応じて適格請求書（インボイス）等を交付し、交付した場合にはその写しを保存しなければなりません。

■仕入税額控除の要件《買手としての留意点》（参考）
仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書（インボイス）等の保存が必要です。免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。
帳簿及び適格請求書（インボイス）等の記載と保存については、7ページを参照してください。

用語解説

基準期間
課税事業者となるか免税事業者となるか、また、簡易課税制度を適用できるかどうかの判断をする、基準となる期間です。
個人事業者の方の基準期間は、課税期間の前々年をいいます。

課税期間
消費税及び地方消費税の納付税額を計算する基礎となる期間です。
原則として、個人事業者の方の課税期間は、暦年（1月1日から12月31日）をいいます。

課税売上高
消費税が課税される取引の売上金額（消費税及び地方消費税を除いた税抜金額）と、輸出取引などの免税売上金額の合計額です。
返品、値引きや割戻し等に係る金額がある場合には、これらの合計額（消費税及び地方消費税を除いた税抜金額）を控除した残額をいいます。
ただし、免税事業者の売上げには、消費税相当額が含まれていませんので、令和6年が免税事業者の場合、その売上げ（非課税売上げ等を除く）が、そのまま令和6年分の課税売上高となります（税抜処理は行いません）。

適格請求書（インボイス）
適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。
適格請求書（インボイス）の記載事項及び記載例については、8ページを参照してください。

消費税・地方消費税の納付税額

税率

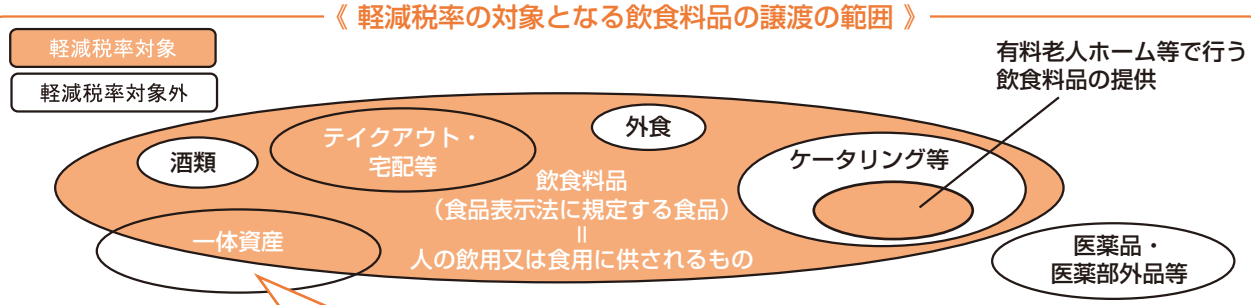
区分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% （消費税額の 22/78）	1.76% （消費税額の 22/78）
合　　計	10.0%	8.0%

軽減税率の適用対象

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

①酒類・外食を除く飲食料品　②週２回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

《 軽減税率の対象となる飲食料品の譲渡の範囲 》



例えば、おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの。税抜価額が１万円以下であって、食品の価額の占める割合が２/３以上の場合に限り、全体が軽減税率対象（それ以外の場合は、軽減税率対象外）となります。

簡易課税制度を適用した場合の、消費税の納付税額の計算方法

課税期間中の課税売上げに係る消費税額 － （課税期間中の課税売上げに係る消費税額 × みなし仕入率） ＝ 消費税の納付税額

一般的な消費税の納付税額の計算方法

課税期間中の課税売上げに係る消費税額 － 課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額 ＝ 消費税の納付税額

用語解説

課税売上げ

「課税売上げとは？」（6ページ）を参照してください。

課税仕入れ

「課税仕入れとは？（参考）」（7ページ）を参照してください。

売上税額及び仕入税額の計算方法

《 売上税額 》　　《 仕入税額 》

【積上げ計算】
適格請求書（インボイス）等に記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です（インボイス発行事業者のみ可）。

仕入税額は「積上げ計算」**のみ**適用可

【積上げ計算】（原則）※
適格請求書（インボイス）等に記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です。

【割戻し計算】（原則）
税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）を掛けて計算する方法です。

仕入税額は**いずれか**選択可

【割戻し計算】
税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）を掛けて計算する方法です。

※　仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に10/110（軽減税率の対象となる場合は8/108）を乗じて算出した金額（１円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に78/100を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）。

地方消費税の納付税額の計算方法

消費税の納付税額 × 地方消費税率（22/78） ＝ 地方消費税の納付税額

注意

消費税の確定申告に当たっては、消費税額を税率の異なるごとに区分して計算する必要があります。
簡易課税制度では、課税売上げに係る消費税額にみなし仕入率を掛けて、課税売上げに係る消費税額から控除する消費税額を計算します。
したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はありませんが、課税売上げについて、税率の異なるごとに区分して集計する必要があります。
※日々の記帳において、取引を税率の異なるごとに区分（区分経理）しておく必要があります。
区分経理については、7ページをご覧ください。

消費税及び地方消費税と所得税の税額計算の違い

消費税及び地方消費税の税額計算

所得の種類にかかわらず、事業者が行う業務の全体を基に、課税売上げや課税仕入れ等の金額を計算し、消費税の納付税額を計算します。更に、消費税の納付税額を基に地方消費税の納付税額を計算します。

所得税の税額計算

事業所得、不動産所得、山林所得などの所得をそれぞれの所得の種類ごとに所得金額を計算した後に、所得税の納付税額を計算します。

課税売上げとは？

次の４つの要件を全て満たす取引の売上げを、課税売上げといいます。

1. 国内において行う取引（国内取引）であること
2. 事業者が事業として行う取引であること
3. 対価を得て行う取引であること
4. 資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供であること

消費税及び地方消費税は、課税売上げに対して課税されます。
例えば、商品・製品の販売代金や請負工事代金、サービス料等のほか、機械の賃貸収入や機械・建物等の業務用資産の売却代金なども課税売上げに含まれます。

注 意　次の取引は課税売上げに該当しません。

税の性格からみて課税対象になじまないもの（受取利息、土地（借地権等を含む）の売却代金・賃貸収入、物品切手等（商品券、ビール券等）の販売代金など）や、社会政策的な配慮から課税することが適当でない取引（医師の社会保険診療収入など）は課税売上げから除かれます。これらを非課税取引といいます。
また、保険金や消費税の還付金、国や地方公共団体から支給を受ける助成金・給付金などは、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供の対価として受け取るものではないため、消費税の課税対象ではありません。これを不課税取引といいます。

次に、事業所得、不動産所得、譲渡所得のそれぞれについて、消費税の課税売上げとなるものの例を説明します。

■事業所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

事業所得に係る収入は、ほとんどが課税売上げとなります。
ただし、医師の社会保険診療収入や、産婦人科医や助産師等の助産に係る収入、物品切手等（商品券、ビール券等）の販売代金などは、非課税とされていますので、課税売上げとはなりません。
なお、個人事業者が棚卸資産を家事のために消費した場合は、通常の販売価額が課税売上げとなります。ただし、仕入価額以上の金額で、通常の販売価額の 50%（所得税では 70%）以上の金額を課税売上げとしてもよいことになっています。

■不動産所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

不動産所得に係る収入（不動産の賃貸料や権利金、礼金、更新料等）は、借地権等を含む土地の貸付けに係るもの（地代）及び住宅の貸付けに係るもの（住宅家賃）を除いて、課税売上げとなります。
地代は、原則として課税売上げとはなりませんが、貸付期間が 1 か月に満たない場合や、駐車場などの貸付けの場合は、課税売上げとなります。
また、住宅家賃も原則として課税売上げとはなりませんが、貸付期間が 1 か月に満たない場合等は、課税売上げとなります。
なお、貸付用の建物を譲渡した場合は、譲渡損失が生じたとしても、その譲渡収入は、次の『譲渡所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの』となります。

■譲渡所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

譲渡所得に係る収入のうち、業務に使用していた建物や機械、車両などの譲渡収入は、課税売上げとなります。業務用固定資産を、負担付贈与により譲渡した場合や、法人に対して現物出資した場合も同様です。
例えば、商品の配達に使用していた車両を売却した場合（新たに車両を購入するために下取りしてもらった場合も含む）の収入（下取りの場合は下取価格）は、課税売上げとなります。この場合、課税売上げとなる金額は、売却代金から取得費と譲渡費用を差し引いた残額ではなく、売却代金の全額になります。
ただし、土地（借地権等を含む）の売却代金は非課税とされていますので、課税売上げとはなりません。

非課税取引とは

非課税取引とは、次のような取引をいいます。

課税対象としてなじまないもの

- ○ 土地の譲渡及び貸付け
- ○ 有価証券及び支払手段の譲渡等
- ○ 預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等
- ○ 郵便切手類、印紙、証紙の譲渡及び物品切手等の譲渡
- ○ 国等が行う一定の事務に係る役務の提供及び外国為替業務に係る役務の提供

社会政策的な配慮に基づくもの

- ○ 社会保険医療の給付等
- ○ 介護保険サービスの提供及び社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等
- ○ 助産に係る資産の譲渡等
- ○ 火葬料や埋葬料を対価とする役務の提供
- ○ 身体障害者用物品の譲渡や貸付けなど
- ○ 学校の授業料等
- ○ 教科用図書の譲渡
- ○ 住宅の貸付け

免税となる輸出取引等

次のような輸出取引等は消費税が免除されます。

① 国内からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
② 非居住者に対する鉱業権、著作権、営業権等の無体財産権の譲渡又は貸付け
③ 非居住者に対する役務の提供（国内に所在する資産に係る運送又は保管、国内における飲食又は宿泊など一定のものを除く）
④ 輸出物品販売場において行った免税対象物品の譲渡

46ページに、課税取引になるかどうかのおおよその基準を示した消費税課税取引の判定表を掲載していますので、ご利用ください。

課税仕入れとは？（参考）

事業者が事業として、他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいいます。
例えば、商品又は製品等の棚卸資産の仕入れだけではなく、事業に使用する建物、機械、消耗品の購入、修繕費の支出、商品運搬用の車両の燃料代なども課税仕入れに含まれます。
ただし、利子割引料及び保険料等の支払、また、土地の購入や賃借等は非課税取引ですので、課税仕入れとはなりません。課税対象とならない給与、賃金の支払等も課税仕入れに含まれません。
なお、消費税の免税事業者や消費者から棚卸資産等を仕入れたり、サービスの提供を受けた場合でも、課税仕入れとなります。
減価償却資産を購入した場合は、購入代金の全額がその年分の課税仕入れとなります（所得税ではその年分の減価償却費だけが必要経費となります）。

注意 給料・賃金、専従者給与の支払などは課税仕入れとはなりませんが、従業員の通勤手当（通勤に通常必要な金額）は、課税仕入れとなります。

帳簿及び適格請求書（インボイス）等の記載と保存

消費税及び地方消費税の税率は標準税率（10%）と軽減税率（8%）の複数税率ですので、事業者の方は、消費税及び地方消費税の申告等を行うために、取引等を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行う必要があります。
インボイス制度においては、課税仕入れ等に係る消費税額を控除（仕入税額控除）するために、課税仕入れ等の事実を記録し、区分経理に対応した帳簿及びインボイス発行事業者から交付を受ける適格請求書（インボイス）等の請求書等の保存が必要となります※。これらの両方が保存されていない場合は、保存されていない課税仕入れ等に係る消費税額は控除の対象となりません。
※簡易課税制度を選択している場合や、２割特例の適用を受ける場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、帳簿及び請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。
なお、インボイス発行事業者以外の者（免税事業者や消費者など）から行った課税仕入れについては、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。この経過措置については、下記「インボイス発行事業者以外の者から課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置」をご参照ください。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

適格請求書（インボイス）等の交付を受けることが困難な取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる特例があります。この特例については、国税庁ホームページに掲載されている「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」（インボイスQ&A）をご覧ください。

一定規模以下の事業者の事務負担の軽減措置（少額特例）

基準期間における課税売上高が１億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者は、令和５年10月１日から令和11年９月30日までの間、税込み１万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することで仕入税額控除の適用を受けることが可能です（少額特例）。この場合は、帳簿に少額特例の適用を受ける旨の記載は不要です。
なお、「税込み1万円未満」に該当するかは、1回の取引の課税仕入れに係る金額（税込み）で判定しますので、課税仕入れに係る１商品ごとの金額により判定するものではありません。

インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額は、原則として控除することができませんが、令和５年10月１日から令和13年9月30日までの間に行った課税仕入れについては、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除することができる経過措置（80%控除、7･5･3割控除）が設けられています。
なお、この経過措置の適用を受けるためには、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿に経過措置の適用を受ける旨等を記載する必要があります。
※仕入税額について「積上げ計算」を適用している場合、この経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る仕入税額についても「積上げ計算」により計算する必要があります。
具体的には、経過措置の適用を受ける課税仕入れの都度、その課税仕入れに係る支払対価の額に7.8/110（軽減税率の対象となる場合は6.24/108）を乗じて算出した金額に、仕入税額相当額の一定割合を乗じて算出した金額が仕入税額とみなされる金額となります（その金額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨て又は四捨五入します。）。
なお、経過措置の適用を受ける課税仕入れを区分して管理し、課税期間の中途や期末において、当該区分した課税仕入れごとに上記の計算を行うこととしても差し支えありません。

この経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

期　間	割　合
令和５年10月１日から令和８年９月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和８年10月１日から令和10年９月30日まで	仕入税額相当額の70%
令和10年10月１日から令和12年９月30日まで	仕入税額相当額の50%
令和12年10月１日から令和13年９月30日まで	仕入税額相当額の30%

《帳簿及び適格請求書（インボイス）等の記載事項》

適格請求書（インボイス）等の様式は、法令又は通達等で定められていないため、必要な事項が記載されたものであれば名称を問わず、また手書きであっても差し支えありません。

帳簿の記載事項	適格請求書（インボイス）等の記載事項	
	適格請求書（インボイス）	適格簡易請求書（簡易インボイス）
①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④対価の額	①インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率 ⑤税率ごとに区分した消費税額等※ ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	①インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み） ⑤税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書（インボイス）に代えて交付することができます。

（参考）区分記載請求書等の記載事項

①請求書発行者の氏名又は名称
②取引年月日
③取引内容
（軽減税率の対象品目である旨）
④税率ごとに区分して合計した税込対価の額
⑤請求書受領者の氏名又は名称
（不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業等に係る取引については、⑤の記載を省略できます。）

※仕入先から交付された請求書等に、③の「軽減税率の対象品目である旨」や「④税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

※⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書（インボイス）等につき、税率ごとに１回となります。なお、端数処理の方法は「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うことができます。

《帳簿及び適格請求書（インボイス）等の記載例》

■帳簿の記載例

総勘定元帳（仕入れ）　○○商店

月日		摘要	借方	貸方
11	2	㈱△△　雑貨	22,000	
11	2	㈱△△　食料品 ※	21,000	
11	3	㈱□□　雑貨 ★	19,800	
⋮	⋮	⋮	⋮	

※は軽減税率対象品目　★はインボイス発行事業者以外からの仕入れ（7･5･3割控除）

軽減税率の対象品目である旨
●軽減税率対象品目に「※」等の記号を記載する。
●記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

経過措置の適用を受ける旨
●インボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（7･5･3割控除）に「★」等の記号を記載する。
●記号がインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（7･5･3割控除）を示すことを明らかにする。

■適格請求書（インボイス）等の記載例

適格請求書（インボイス）

請求書　○○商店　登録番号　T012345…
㈱○○御中　⑥
11月分　131,200円
①　××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚　＊	5,000円
11/1	豚肉　＊	10,000円
11/2	タオルセット	③ 2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税　11,200円 ⑤
8％対象	40,000円	消費税　3,200円
10％対象	80,000円	消費税　8,000円

② ④ ③ ＊　軽減税率対象

適格簡易請求書（簡易インボイス）

② XX年11月30日
スーパー○○　東京都…　登録番号　T123456…　①
③ 領収書

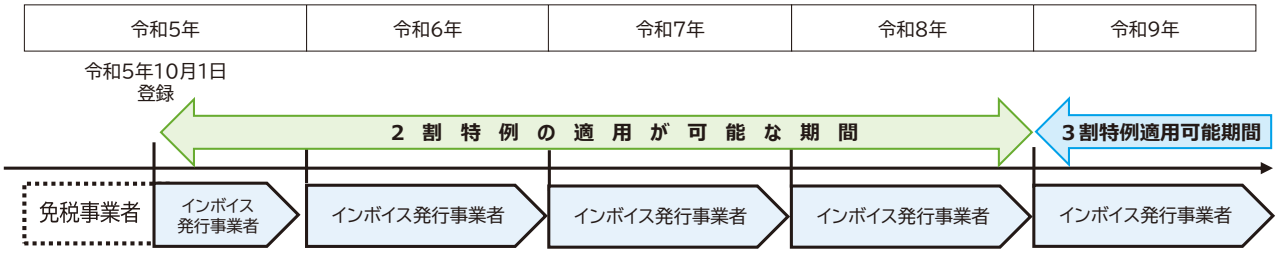
ヨーグルト＊	1	¥108
カップラーメン＊	1	¥216
ビール	1	¥550
合　計		¥874
8％対象		¥324
（内　消費税額		¥24）
10％対象		¥550
（内　消費税額		50）
お預り		¥1,000
お釣		¥126

④
③ ＊　軽減税率対象
⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（２割特例）

インボイス発行事業者の登録を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった方については、仕入控除税額の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の80/100に相当する金額）とする「２割特例」を適用することができます。
２割特例は、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった免税事業者を含みます。）がインボイス発行事業者となる場合（注１・２）に令和５年10月１日から令和８年９月30日までの日の属する各課税期間において、適用することができます。
この制度について詳しく知りたい方は、「2割特例用　消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」をご覧ください。
なお、インボイス発行事業者の登録を受けたことにより免税事業者から課税事業者となった個人事業者に係る令和９年分・令和10年分の消費税の確定申告においては、納付税額を売上税額の３割とすることができる「３割特例」を適用することができます。

（個人事業者の例）



（注１）課税事業者がインボイス発行事業者となった場合であっても、当該インボイス発行事業者となった課税期間の翌課税期間以降の課税期間について、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であるなど一定の要件を満たす場合には、２割特例の適用を受けることができます。
（注２）基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者の方、特定期間（前年の１月から６月）の課税売上高（※課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます（課税期間の初日において非居住者である個人事業者の場合を除きます。）。）が1,000万円を超える事業者の方、調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った事業者の方等、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や、課税期間を１か月又は３か月に短縮する特例の適用を受ける場合などについては、２割特例の適用を受けることはできません。

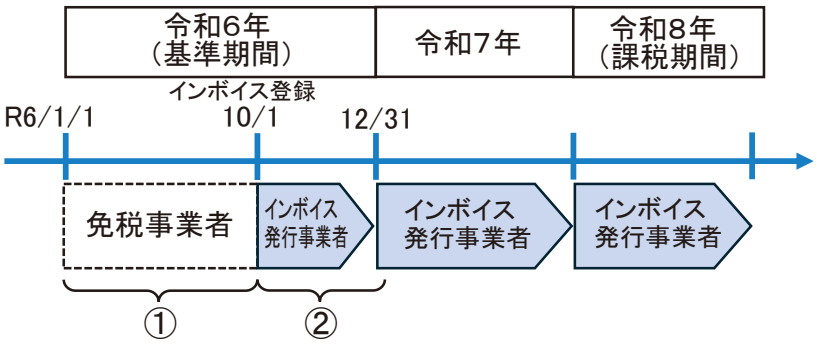
■ 納付税額の計算方法等

２割特例の具体的な計算方法は以下のとおりです。
売上税額　－　特別控除税額（売上税額　×　80%）　＝　納付税額（＝売上税額の２割）

（例）1年間の売上げが700万円（税70万円）の場合の納付税額
70万円　－　70万円　×　80%　＝ 14万円

■ 基準期間の課税売上高の計算方法

インボイス発行事業者になったことにより、令和６年10月１日から課税事業者となった個人事業者の方の令和８年分の消費税確定申告における基準期間（令和６年分）の課税売上高は、免税事業者であった期間（令和６年１月から９月）の課税売上高を含む金額で計算することとなります。
なお、免税事業者であった期間の課税売上高については、税抜処理は行わず、その売上げ（非課税売上げ等を除きます。）がそのまま課税売上高となります。



【計算例】※ 適用税率は全て10%
①　令和6年１月～９月　課税売上高　7,500,000円
②　令和6年10月～12月　課税売上高　3,300,000円（税込金額）

➡ ①7,500,000円（そのまま計算）＋ ②3,300,000円×100/110（税抜処理）＝ ③10,500,000円（基準期間の課税売上高）

令和8年は基準期間の課税売上高が1,000万円を超えるため、2割特例を受けることはできません。

確定申告の準備

確定申告書の作成に必要な書類をあらかじめ準備します。

提出する書類

消費税及び地方消費税の確定申告（簡易課税制度を適用する場合）には、次の３種類の書類を提出してください。
なお、２割特例を適用する場合の提出書類や申告書の作成方法については、「２割特例用消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」をご覧ください。

提出する書類や税額計算に使用する付表は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）からダウンロードできます。

- **消費税及び地方消費税の確定申告書第一表（簡易課税用）及び第二表**
- **〔付表4-3〕税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（簡易課税用）**
- **〔付表5-3〕控除対象仕入税額等の計算表（簡易課税用）**

申告書に記載された申告者ご本人のマイナンバー（個人番号）については、税務署で本人確認を行うため、次の本人確認書類の提示又は写しの添付をしていただく必要があります。

《マイナンバーカードをお持ちの方》
■マイナンバーカード（個人番号カード）
※ 写しを添付する場合には、表面及び裏面の写しが必要です。
※ マイナンバーカードとみなされる特定在留カード又は特定特別永住者証明書を含みます。

《マイナンバーカードをお持ちでない方》
①番号確認書類 及び ②身元確認書類

①	番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	■通知カード※１ ■住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限ります） などのうち、いずれか一つ
	＋	
②	身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	■運転免許証　■パスポート ■公的医療保険の資格確認書※２ ■身体障害者手帳 ■在留カード　などのうち、いずれか一つ

※１「通知カード」は、その記載事項（氏名・住所など）に変更がない場合、又は、正しく変更手続が取られている場合に限り、確認書類として利用できます。
※２ 写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

※ 還付申告書（申告書⑧控除不足還付税額に金額を記載した申告書）以外の確定申告書を提出する場合（相続人の方が提出する場合を除きます。）は、番号確認書類の提示等を省略することができます。
詳しくは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。

税額計算に便利な書類

『１．基礎知識』でご説明したように、消費税と所得税には色々な違いがあります。
そこで、区分経理された帳簿などを基に、消費税の課税取引金額を計算する必要があります。
次の書類は、申告書に添付する必要はありませんが、消費税の課税取引金額を計算する上で便利ですので、ご利用ください。

- 課税売上高計算表…表ロ
- 課税取引金額計算表（事業所得用、農業所得用、不動産所得用）

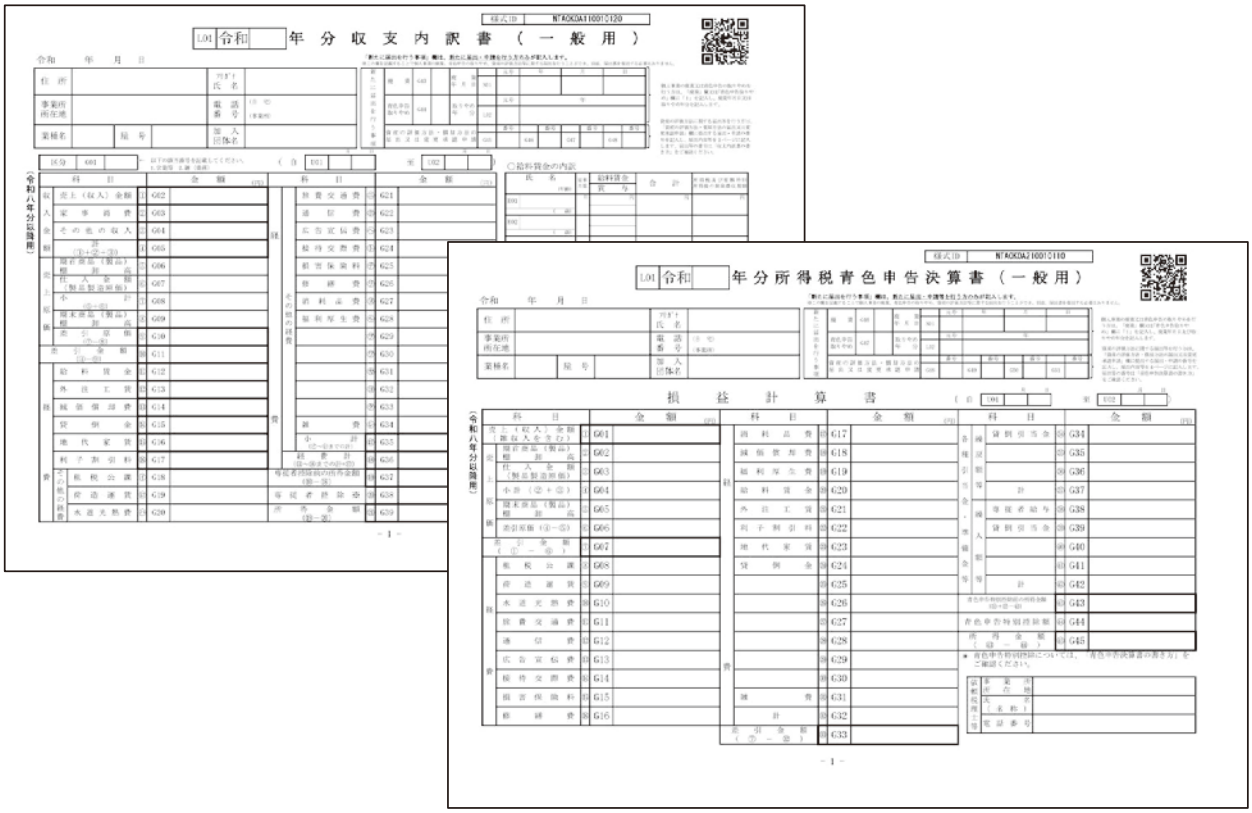
※ この手引きでは、表ロを使用して、税額の計算方法を説明しています。

40 ～ 45 ページに、確定申告書（第一表、第二表）、付表（4-3、5-3）及び計算表（表ロ）の見本を掲載しています。見本は、下書き用としてもご利用いただけます。

参考にするもの

申告書作成の際には、以下の書類を参照することがあります。あらかじめ準備しておくと便利です。

○ 売上金額・仕入金額など科目ごとの決算額の分かるもの	青色申告決算書、収支内訳書など
○ 取引の明細の分かるもの （消費税の課税取引を税率ごとに区分したもの）	帳簿など
○ 固定資産の譲渡や取得があった場合、譲渡(取得)金額の分かるもの	固定資産台帳など
○ 届出書の提出状況・中間納付税額の分かるもの	「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書



旧税率が適用された取引がある場合

この「手引き」は、申告に係る課税期間（令和８年中）に標準税率7.8%及び軽減税率6.24%が適用された取引のみを行った（付表４－３及び５－３を用いて計算する）場合について説明しています。
旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用された取引がある場合は、地方消費税額の計算方法が異なるため、付表４－１、４－２、５－１及び５－２を用いて計算します。
この場合に使用するこれらの付表は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）からダウンロードできます。

確定申告の流れ

基本的な計算方法から、申告・納付の方法まで、順番に確認します。

消費税額を計算する

消費税額を計算し、付表4-3①欄から⑨欄までと付表5-3を記入します。

step.1　課税売上高の合計を計算する

売上金額 − 課税売上げにならないもの ＝ 課税売上高（税込み）

step.2　課税標準額を計算する

【割戻し計算】（原則）

課税売上高（税込み） × $\left(\frac{100}{108}\text{ 又は }\frac{100}{110}\right)$ ＝ 課税標準額（1,000円未満切捨て）

【積上げ計算】

課税売上高（税込み） − 適格請求書等に記載した消費税額等の合計額 ＝ 課税標準額（1,000円未満切捨て）

課税標準額の計算には、課税売上高計算表〔表ロ〕を使用します。

step.3　消費税額を計算する

【割戻し計算】（原則）

課税標準額 × （6.24%又は7.8%） ＝ 消費税額

【積上げ計算】

適格請求書等に記載した消費税額等の合計額 × $\frac{78}{100}$ ＝ 消費税額

※売上税額については、割戻し計算と積上げ計算を併用することができます。

step.4　貸倒回収に係る消費税額を計算する

貸倒回収等があった場合に計算します。

step.5　返還等対価に係る税額を計算する

課税売上げについて返品等があった場合に計算します。

※ 売上げに係る対価の返還等につき交付した適格返還請求書(返還インボイス)の写しを保存している場合には、当該適格返還請求書(返還インボイス)に記載した消費税額等に78/100を乗じて算出した金額を返還等対価に係る税額とすることもできます。

控除対象仕入税額の計算には、控除対象仕入税額等の計算表〔付表5-3〕を使用します。

step.6　控除対象仕入税額の基礎となる消費税額を計算する

消費税額 ＋ 貸倒回収に係る消費税額 − 返還等対価に係る税額 ＝ 基礎となる消費税額

■ 営む事業が１種類の場合

step.7　控除対象仕入税額を計算する

基礎となる消費税額 × 営む事業のみなし仕入率 ＝ 控除対象仕入税額

■ 営む事業が２種類以上の場合

step.8　事業区分ごとに、それぞれの課税売上高（税抜き）を計算する

【割戻し計算】（原則）

事業区分ごとの課税売上高（税込み） × $\left(\frac{100}{108}\text{ 又は }\frac{100}{110}\right)$ ＝ 事業区分ごとの課税売上高（税抜き）

【積上げ計算】

事業区分ごとの課税売上高（税込み） − 事業区分ごとの課税売上げに係る適格請求書等に記載した消費税額等の合計額 ＝ 事業区分ごとの課税売上高（税抜き）

Q. 売上金額には何が含まれますか？

A. 営業・農業などの事業所得に係る売上金額、不動産所得に係る売上金額の他、業務用固定資産の売却代金なども含みます。

Q. 事業区分と、区分ごとのみなし仕入率を教えてください。

A. 以下のとおりです。

事業の内容	事業区分	みなし仕入率
卸売業	第１種	90%
小売業等	第２種	80%
製造業等	第３種	70%
その他の事業	第４種	60%
サービス業等	第５種	50%
不動産業	第６種	40%

詳しくは、20ページをご覧ください。

step.9　事業区分ごとに、その事業が占める売上割合を計算する

事業区分ごとの課税売上高（税抜き）÷ 課税売上高の合計額（税抜き）× 100 ＝ 事業区分ごとの売上割合

step.10　事業区分ごとに、それぞれの消費税額を計算する

【割戻し計算】（原則）

事業区分ごとの課税売上高（税込み）× $\left(\frac{6.24}{108}\text{ 又は }\frac{7.8}{110}\right)$ ＝ 事業区分ごとの消費税額

【積上げ計算】

事業区分ごとの課税売上げに係る適格請求書等に記載した消費税額等の合計額 × $\frac{78}{100}$ ＝ 事業区分ごとの消費税額

step.11　控除対象仕入税額を計算する方法を選択する

＜原　則＞

$$\text{基礎となる消費税額} \times \frac{(\text{第1種事業の消費税額} \times 90\%)+(\text{第2種事業の消費税額} \times 80\%)+(\text{第3種事業の消費税額} \times 70\%)+(\text{第4種事業の消費税額} \times 60\%)+(\text{第5種事業の消費税額} \times 50\%)+(\text{第6種事業の消費税額} \times 40\%)}{\text{事業区分別の消費税額の合計額}} = \text{控除対象仕入税額}$$

＜特例１＞　１種類の事業の課税売上高が、全体の 75% 以上を占める場合

＜特例２＞　２種類の事業の課税売上高の合計が、全体の 75% 以上を占める場合

○事業の種類ごとに区分していない場合

区分していない事業の課税売上高については、その区分していない事業のうち最も低いみなし仕入率で、控除対象仕入税額を計算します。

⇨ 具体的な計算方法は23ページをご覧ください。

step.12　控除対象仕入税額を計算する

step.11で選択した計算方法で計算します。

step.13　貸倒れに係る税額を計算する

※貸倒れが生じた場合に計算します。

step.14　控除税額小計を計算する

控除対象仕入税額 ＋ 返還等対価に係る税額 ＋ 貸倒れに係る税額 ＝ 控除税額小計

step.15　差引税額 又は 控除不足還付税額を計算する

消費税額 ＋ 貸倒回収に係る消費税額 － 控除税額小計 ＝ 差引税額（100円未満切捨て）又は控除不足還付税額

貸倒れが生じた場合

貸倒れが生じた場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存しておかなければ、消費税額の控除が受けられません。

Q. 還付申告となるのは、どのような場合ですか？

A. 簡易課税制度の場合は、中間申告に係る税額が、確定申告での税額を上回った場合などです。

地方消費税額を計算する

地方消費税額を計算し、付表4-3⑩欄から⑬欄までを記入します。

step.16　地方消費税の課税標準となる消費税額を転記する

step.17　譲渡割額（納税額）又は 譲渡割額（還付額）を計算する

$$\text{差引税額又は控除不足還付税額} \times \frac{22}{78} = \text{納税額（100円未満切捨て）又は還付額}$$

申告書（第一表及び第二表）を記入する

step.18　申告書第二表を記入する

付表 4-3の金額を申告書第二表に転記します。

step.19　申告書第一表①欄から⑨欄までを記入する

申告書第二表及び付表 4-3の金額を申告書第一表に転記します。

step.20　申告書第一表⑩中間納付税額を記入する

step.21　申告書第一表⑪納付税額を計算する

step.22　申告書第一表⑫中間納付還付税額を計算する

step.23　申告書第一表⑮令和８年分の課税売上高と、⑯基準期間（令和６年分）の課税売上高を記入する

step.24　申告書第一表⑰欄から⑳欄までを記入する

付表 4-3の金額を申告書第一表に転記します。

step.25　申告書第一表㉑中間納付譲渡割額を記入する

step.26　申告書第一表㉒納付譲渡割額を計算する

step.27　申告書第一表㉓中間納付還付譲渡割額を計算する

step.28　申告書第一表㉖消費税及び地方消費税の合計税額を計算する

$$\left(⑪\text{納付税額} + ㉒\text{納付譲渡割額}\right) - \left(⑧\text{控除不足還付税額} + ⑫\text{中間納付還付税額} + ⑲\text{還付額} + ㉓\text{中間納付還付譲渡割額}\right)$$
$$= ㉖\text{消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額}$$

その他の項目を記入する

納税地・屋号・マイナンバー（個人番号）・氏名や付記事項・参考事項などを記入する

※詳しくは、35ページを参照してください。

申告と納付

申告書を提出する

確定申告書の提出方法は次のとおりです。

1. e-Tax で申告する。
2. 郵便又は信書便により、業務センターに送付する。
3. 住所地等の税務署の受付に提出する。

※詳しくは、38ページを参照してください。

消費税及び地方消費税を納付する

納付方法は次のとおりです。

1. 振替納税を利用する。
2. ダイレクト納付で納付する。
3. インターネットバンキングやATMで納付する。
4. クレジットカードで納付する。
5. スマートフォンのアプリで納付する。
6. QRコードによりコンビニエンスストアで現金で納付する。
7. 金融機関又は税務署の窓口で現金で納付する。

※詳しくは、38ページを参照してください。

振替納税とは

振替納税は、あらかじめ指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納税額が引き落とされる大変便利な制度です。
なお、振替納税のお申込みについては38ページをご覧ください。

（参考）令和９年分の中間申告・納付について

令和８年分の確定消費税額（申告書第一表の⑨欄の差引税額）が48万円を超えた事業者の方は、次の区分に応じて令和９年分の中間申告・納付が必要となります。

・「48万円を超え400万円以下の事業者の方（年１回の中間申告・納付）」
令和８年分の確定消費税額の6/12の消費税額とその22/78の地方消費税額を令和９年８月31日（火）までに申告・納付してください。

・「400万円を超え4,800万円以下の事業者の方（年３回の中間申告・納付）」及び「4,800万円超の事業者の方（年11回の中間申告・納付）」
申告・納付期限等につきましては、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。

※ 消費税の中間申告書を提出する必要のある事業者の方は、消費税の中間納付税額の22/78の金額を地方消費税の中間納付税額として、消費税の中間申告と併せて申告・納付しなければなりません。

任意の中間申告制度について

前年の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者の方（中間申告義務のない事業者の方）であっても、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の税務署長に提出した場合には、その届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する６月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付できます。
令和９年分の６月中間申告対象期間の末日は令和９年６月30日（水）ですので、令和９年分の中間申告から適用を受けようとする場合には、同日までに届出書を所轄税務署長へ提出してください。

※ 中間納付税額は、前年の確定消費税額の6/12の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

**消費税及び地方消費税は、最終的には消費者が負担する、預り金的な性格を有する税です。
申告と納付は、期限内に正しく行ってください。**

4 申告書を作成する①
消費税の税額計算

設例を参考に、消費税額を計算します。

設例 国税商店の場合

消費税及び地方消費税の確定申告書の作成方法を、設例に基づいて説明します。

国税商店は、物品販売業を営む小売業者です。

- 令和８年分の所得は、小売業による事業所得と、業務用固定資産の売却（譲渡所得）以外はありません。
- 基準期間である令和６年分の課税売上高は、14,951,456円であり、令和８年分は課税事業者になります。
- 消費税及び地方消費税に関する記帳は、税込経理方式（39ページ参照）で行っています。
- 令和８年分の所得税の決算額と特記事項は以下のとおりです。
 - ・損益計算書の売上（収入）金額は、18,270,000円です。
 この売上金額には、課税取引にならないビール券の売上高350,000円が含まれています。
 また、課税取引となる売上金額17,920,000円のうち、軽減税率6.24%適用分は10,240,000円、標準税率7.8%適用分は7,680,000円です。
 - ・配達用の車両を、280,000円で売却しました。
 - ・売上げに係る返品、値引きなどの金額がありますが、それらの金額は、売上金額から直接減額する方法で経理処理しています。
 - ・売上税額の計算については割戻し計算を適用しています。
- 令和７年中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しています。

step.1　課税売上高の合計を計算する

課税期間（令和８年１月１日～12月31日）における、税率の異なるごとに区分した課税取引に係る売上げの合計金額（消費税及び地方消費税を含まない）を計算します。計算には、「課税売上高計算表」〔表ロ〕（40ページ参照）を使用します※。

※インボイス発行事業者の登録を受けたことにより、年の途中から課税事業者となった場合、課税事業者の期間（例えば、令和８年４月１日から課税事業者となった場合、令和８年４月１日から令和８年12月31日までの期間）における取引金額を基に記入します。
なお、この場合の消費税の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページに掲載している「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法」をご覧ください。

step.1-1

令和８年分の区分経理された帳簿等から、事業所得（営業等）に係る売上（収入）金額、それに含まれる課税売上げにならないものの金額から差額を計算します。

➡表ロ　①欄を使用します。

step.1-2

step.1-1と同様に、事業所得（農業）に係る収入金額、それに含まれる課税売上げにならないものの金額から差額を計算します。

➡表ロ　②欄を使用します。

step.1-3

step.1-1と同様に、不動産所得に係る収入金額、それに含まれる課税売上げにならないものの金額から差額を計算します。

➡表ロ　③欄を使用します。

step.1-4

その他の所得に係る収入金額がある場合は、所得名称を〔表ロ〕⑶の（　）欄に記入し、収入金額及び課税売上げにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

➡表ロ　④～⑥欄を使用します。

※　表ロ①～③欄の金額は、表イ-1～3を用いて計算できますが、この手引きでは表ロのみを使用して計算する方法を説明しています。

設例 国税商店の場合：表ロ

step.1-1
ビール券の売上げは非課税取引ですので、課税売上げになりません。
課税売上高計算表〔表ロ〕の①欄の金額は、

売上金額 18,270,000 円－ビール券の売上高 350,000 円
＝ 17,920,000 円

と求められます。

課税取引金額17,920,000円のうち、税率6.24%適用分10,240,000円を〔表ロ〕①「うち軽減税率6.24%適用分」欄に、税率7.8%適用分7,680,000円を〔表ロ〕①「うち標準税率7.8%適用分」欄に記入します。

step.1-5

業務用固定資産等の譲渡所得に係る収入金額がある場合は、収入金額及び課税売上げにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

➡表口　⑦～⑨欄を使用します。

step.1-6

step.1-1から1-5で計算した差引課税売上高の合計額を計算します。

➡表口　⑩欄を使用します。

設例 国税商店の場合：表口

step.1-5

配達用車両の売却は、業務用固定資産等の譲渡に該当します。

差引課税売上高は、

280,000 円－ 0 円＝ 280,000 円

と求められますので、

〔表口〕⑦及び⑨「金額」欄に 280,000 円と記入します。

また、この車両の売却は標準税率7.8%が適用されることから、〔表口〕⑦及び⑨「うち標準税率7.8%適用分」欄に、280,000 円と記入します。

step.1-6

課税売上高の合計額（〔表口〕⑩欄）の「金額」欄は、

17,920,000 円＋280,000 円
＝ 18,200,000 円

「うち軽減税率6.24%適用分」欄は、

10,240,000 円

「うち標準税率7.8%適用分」欄は、

7,680,000 円＋280,000 円
＝ 7,960,000 円

となりますので、それぞれ記入します。

step.2　課税標準額を計算する

step.2-1

課税売上高の合計額（表口⑩欄）に100/108又は100/110を掛けて、税率の異なるごとに区分した課税取引に係る売上げの合計金額を計算し、表口⑪・⑫欄にそれぞれ記入します。また、この計算結果を付表4-3①-1欄に転記します。

※税抜経理方式（39ページ参照）によっている場合には、課税売上高の合計額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算した金額に、100/108又は100/110を掛けて、課税標準額を計算します。

※売上税額について、適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」を適用する場合の計算方法を示しています。適格請求書（インボイス）等に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」を適用する場合の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページに掲載している「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法 」をご覧ください。

税率6.24%適用分	課税売上高（税込み）	× 100/108	＝	①-1A課税標準額
税率7.8%適用分	課税売上高（税込み）	× 100/110	＝	①-1B課税標準額

step.2-2

step.2-1の計算結果（表口⑪・⑫欄）の1,000円未満の端数を切り捨て、付表4-3①欄に転記します。

設例 国税商店の場合：表口

step.2-1

〔表口〕⑪欄は、

10,240,000 円× 100/108 ＝ 9,481,481 円
（付表4-3①－１A欄に記入）

〔表口〕⑫欄は、

7,960,000 円× 100/110 ＝ 7,236,363 円
（付表4-3①－１B欄に記入）

合計は、

9,481,481 円＋7,236,363 円
＝ 16,717,844 円
（付表4-3①－１C欄に記入）

とそれぞれ求められます。

step.2-2

step.2-1で求めた金額の1,000円未満の端数を切り捨て、付表4-3①欄に転記します。

9,481,481 円 ➡ 9,481,000円
（付表4-3①Ａ欄に記入）

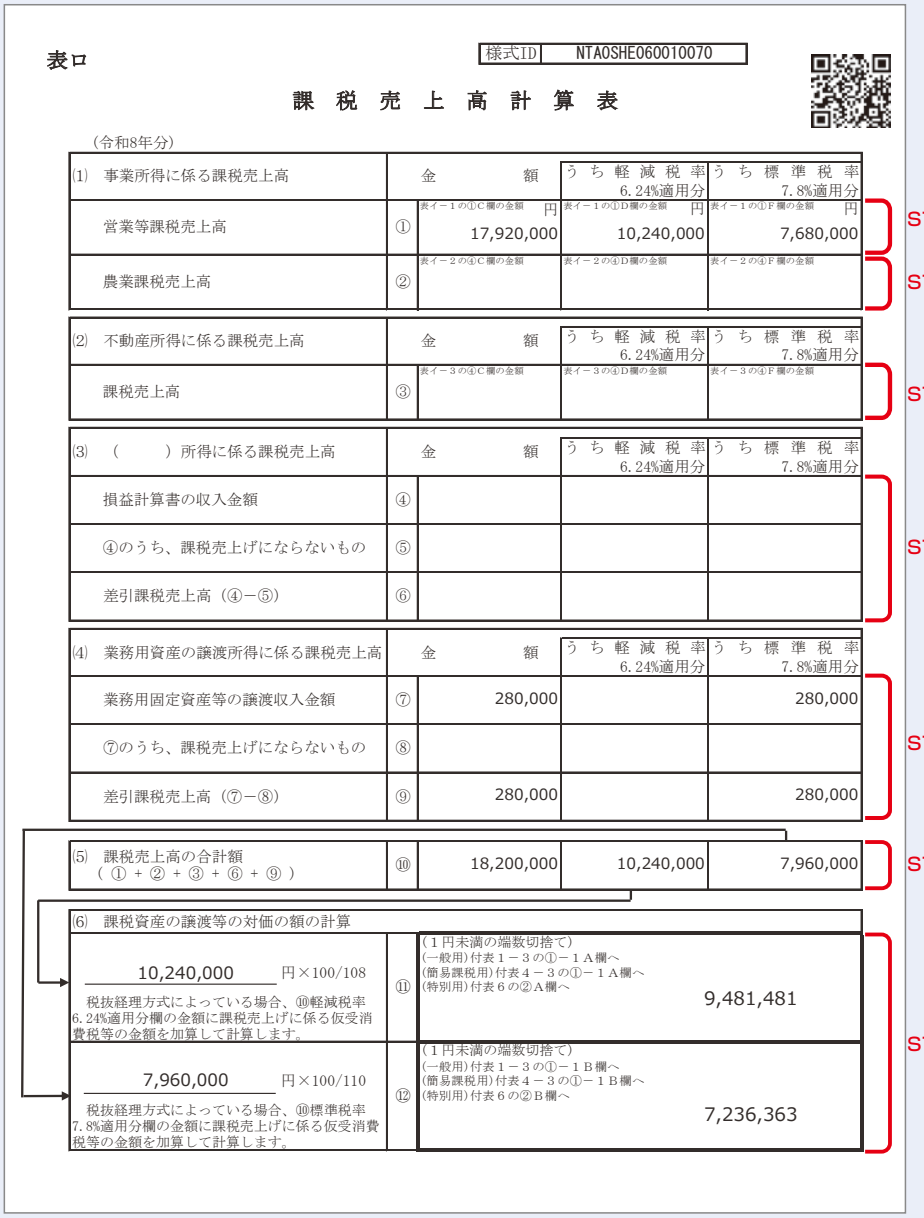
7,236,363 円 ➡ 7,236,000円
（付表4-3①Ｂ欄に記入）

課税標準額の合計額は、

9,481,000 円＋7,236,000 円
＝ 16,717,000 円
（付表4-3①Ｃ欄に記入）

とそれぞれ求められます。

国税商店の課税売上高計算表は、次ページのとおりです。



表ロ

様式ID NTAOSHE060010070

課 税 売 上 高 計 算 表

（令和8年分）

		金額	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分	
(1) 事業所得に係る課税売上高					
営業等課税売上高	①	表イ－1の①C欄の金額 円 17,920,000	表イ－1の①D欄の金額 円 10,240,000	表イ－1の①F欄の金額 円 7,680,000	step.1-1
農業課税売上高	②	表イ－2の④C欄の金額	表イ－2の④D欄の金額	表イ－2の④F欄の金額	step.1-2
(2) 不動産所得に係る課税売上高		金額	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分	
課税売上高	③	表イ－3の④C欄の金額	表イ－3の④D欄の金額	表イ－3の④F欄の金額	step.1-3
(3) （　　）所得に係る課税売上高		金額	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分	
損益計算書の収入金額	④				step.1-4
④のうち、課税売上げにならないもの	⑤				
差引課税売上高（④－⑤）	⑥				
(4) 業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高		金額	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分	
業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑦	280,000		280,000	step.1-5
⑦のうち、課税売上げにならないもの	⑧				
差引課税売上高（⑦－⑧）	⑨	280,000		280,000	
(5) 課税売上高の合計額（①＋②＋③＋⑥＋⑨）	⑩	18,200,000	10,240,000	7,960,000	step.1-6
(6) 課税資産の譲渡等の対価の額の計算					
10,240,000 円×100/108 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑪	（1円未満の端数切捨て）(一般用)付表1－3の①－1A欄へ (簡易課税用)付表4－3の①－1A欄へ (特別用)付表6の②A欄へ 9,481,481			step.2-1
7,960,000 円×100/110 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑫	（1円未満の端数切捨て）(一般用)付表1－3の①－1B欄へ (簡易課税用)付表4－3の①－1B欄へ (特別用)付表6の②B欄へ 7,236,363			

※ インボイス発行事業者の登録を受けたことにより、年の途中から課税事業者となった場合、課税事業者の期間（例えば、令和8年4月1日から課税事業者となった場合、令和8年4月1日から令和8年12月31日までの期間）における取引金額を基に記入します。
なお、この場合の消費税の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページに掲載している「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法」をご覧ください。

step.3　消費税額を計算する

付表4-3①課税標準額に、消費税率（国税）の税率（6.24%又は7.8%）を掛けて消費税額を計算し、その計算結果を付表4-3②欄に記入します。

税率6.24%適用分	①A課税標準額	× 6.24%	＝	②A消費税額
税率7.8%適用分	①B課税標準額	× 7.8%	＝	②B消費税額

設例 国税商店の場合：付表4-3

消費税額は、次のように求められます。

税率6.24%適用分（付表4-3②A欄に記入）
9,481,000 円×6.24% ＝ 591,614 円

税率7.8%適用分（付表4-3②B欄に記入）
7,236,000 円×7.8% ＝ 564,408 円

合計（付表4-3②C欄に記入）
591,614 円 ＋ 564,408 円 ＝ 1,156,022 円

※ 売上税額について、適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」を適用する場合の計算方法を示しています。適格請求書（インボイス）等に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」を適用する場合の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページに掲載している「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法」をご覧ください。

step.4　貸倒回収に係る消費税額を計算する

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、課税標準額に対する消費税額から、貸倒れとなった売掛金等（以下「貸倒債権」といいます。）に含まれる消費税額を控除します。令和８年分の課税期間中に、貸倒債権の一部又は全部を回収した場合は、適用税率ごとに、回収した貸倒債権に含まれる消費税額を計算します。この計算結果を付表4-3③欄に記入します。

税率6.24%適用分　回収した貸倒債権の合計額 × $\frac{6.24}{108}$ ＝ ③Ａ貸倒回収に係る消費税額

税率7.8%適用分　回収した貸倒債権の合計額 × $\frac{7.8}{110}$ ＝ ③Ｂ貸倒回収に係る消費税額

※ 免税事業者であったときに行った課税売上げに係る売掛金等の貸倒れの回収については、計算の必要はありません。

step.5　返還等対価に係る税額を計算する

課税売上げについて、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをした場合は、適用税率ごとに、その返品等に係る消費税額を計算し、その計算結果を付表4-3⑤欄に記入します。

設例のように、課税売上げに係る返品、値引き等の金額を、売上金額から直接減額する経理処理を行っている場合には、この計算は必要ありません。

税率6.24%適用分　課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額 × $\frac{6.24}{108}$ ＝ ⑤Ａ返還等対価に係る税額

税率7.8%適用分　課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額 × $\frac{7.8}{110}$ ＝ ⑤Ｂ返還等対価に係る税額

※ 免税事業者であったときに行った課税売上げに係る返品、値引き等については、計算の必要はありません。
※ 売上げに係る対価の返還等につき交付した適格返還請求書（返還インボイス）の写しを保存している場合には、当該適格返還請求書（返還インボイス）に記載した消費税額等に78/100を乗じて算出した金額を返還等対価に係る税額とすることもできます。

設例 国税商店の場合

ここまでの計算結果を記入した付表4-3は以下のとおりです。

様式ID　NTA0SHB047010010

付表4－3　税率別消費税額計算表　兼　地方消費税の課税標準となる消費税額計算表　簡易

課税期間	N01	元号	年	月	日	～	N02	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04	国税　太郎
		令和	8	1	1			令和	8	12	31			

区分		税率6.24%適用分 A		税率7.8%適用分 B		合計 C (A+B)		
課税標準額	①	G01	9,481,000	G09	7,236,000	G17	16,717,000	step.2-2
課税資産の譲渡等の対価の額	①-1	G02	9,481,481	G10	7,236,363	G18	16,717,844	step.2-1
消費税額	②	G03	591,614	G11	564,408	G19	1,156,022	step.3
貸倒回収に係る消費税額	③	G04		G12		G20		

step.6　控除対象仕入税額の基礎となる消費税額を計算する

控除対象仕入税額の計算には、付表5-3（42・43ページ）を使用します。

step.6-1

付表4-3②、③、⑤欄の計算結果を、付表5-3①～③欄に転記します。

step.6-2

適用税率ごとに、付表5-3①～③欄の金額を基に、次のとおり控除対象仕入税額の基礎となる消費税額を計算します。

①消費税額 ＋ ②貸倒回収に係る消費税額 － ③返還等対価に係る税額 ＝ ④基礎となる消費税額

➡付表5-3①～④欄を使用します。

設例 国税商店の場合

step.6-1

付表5-3①A欄に、付表4-3②A欄 591,614 円
付表5-3①B欄に、付表4-3②B欄 564,408 円
付表5-3①C欄に、付表4-3②C欄 1,156,022 円
をそれぞれ転記します。

step.6-2

控除対象仕入税額の基礎となる消費税額は、次のように求められます。

税率6.24%適用分（付表5-3④A欄に記入）

591,614 円＋0 円－0 円＝591,614 円

税率7.8%適用分（付表5-3④B欄に記入）

564,408 円＋0 円－0 円＝564,408 円

合計（付表5-3④C欄に記入）

591,614 円 ＋ 564,408 円 ＝ 1,156,022 円

注意

簡易課税制度は、第1種事業から第6種事業の各事業の課税売上げに係る消費税額にみなし仕入率を掛けて、控除する税額を計算する方法です。事業区分は、原則として取引ごとに判定します。
また、返品や値引き、割戻しをした金額がある場合には、事業区分ごとの課税売上高の計算上、これらの金額を差し引いた後の金額が、事業区分ごとの課税売上高になります。

Q. 事業区分について教えてください。

A. 以下のように区分します。また、事業区分の判定の目安となるフローチャートを46ページに掲載しています。

事業の内容		事業区分	みなし仕入率
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者に販売する事業をいいます。	第１種	90%
小売業等	小売業（購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業）、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）をいいます。なお、製造小売業は第３種事業になります。	第２種	80%
製造業等	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気・ガス・熱供給・水道業をいいます。なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第４種事業になります。	第３種	70%
その他の事業	第１種事業から第３種事業、第５種事業、第６種事業のいずれにも該当しない事業をいいます。例えば、飲食サービス業などが該当します。また、事業者が業務用固定資産を売却する場合も第４種事業に該当します。	第４種	60%
サービス業等	金融業、保険業、運輸業、情報通信業、サービス業（飲食サービス業に該当する事業を除く）をいいます。	第５種	50%
不動産業	不動産業（第１種事業から第３種事業及び第５種事業に該当する事業を除く）をいいます。	第６種	40%

■ 営む事業が１種類の場合

step.7　控除対象仕入税額を計算する

step.6-2で計算した適用税率ごとの基礎となる消費税額に、営む事業のみなし仕入率を掛けて、控除対象仕入税額を計算します。この計算結果を付表5-3⑤欄に記入します。

④基礎となる消費税額 × 該当する事業のみなし仕入率 ＝ ⑤控除対象仕入税額

また、付表5-3⑤欄の金額を付表4-3④欄にそれぞれ転記します。

設例 国税商店の場合

物品販売業は第2種事業に、配達用車両の売却による譲渡収入は第4種事業に区分されますので、国税商店は２種類の事業を営むことになります。

■ 営む事業が２種類以上の場合

step.8　事業区分ごとに、それぞれの課税売上高（税抜き）を計算する

step.8-1

適用税率ごとに、事業区分ごとの課税売上高（税込み）に100/108又は100/110を掛けて、税抜きの課税売上高を計算します。

税率6.24%適用分　事業区分ごとの課税売上高(税込み) × 100/108 ＝ ⑦～⑫Ａ事業区分ごとの課税売上高(税抜き)

税率7.8%適用分　事業区分ごとの課税売上高(税込み) × 100/110 ＝ ⑦～⑫Ｂ事業区分ごとの課税売上高(税抜き)

➡付表5-3⑦～⑫欄を使用します。

設例 国税商店の場合

step.8-1

事業区分ごとの課税売上高（税抜き）は、次のように求められます。

【第２種事業（物品販売業）】

税率6.24%適用分（付表5-3⑧Ａ欄に記入）

10,240,000円×100/108＝9,481,481円

税率7.8%適用分（付表5-3⑧Ｂ欄に記入）

7,680,000円×100/110＝6,981,818円

合計（付表5-3⑧Ｃ欄に記入）

9,481,481円＋6,981,818円＝16,463,299円

【第４種事業（譲渡収入）】

税率7.8%適用分

（付表5-3⑩Ｂ欄に記入）

280,000円×100/110＝254,545円

合計（付表5-3⑩Ｃ欄に記入）

254,545円

step.8-2

適用税率ごとに、課税売上高（税抜き）の合計を計算します。また、付表5-3⑥Ａ・Ｂ欄の金額の合計額を付表5-3⑥Ｃ欄に記入します。

税率6.24%適用分　表口⑩課税売上高(税込み) × 100/108 ＝ ⑥Ａ課税売上高(税抜き)

税率7.8%適用分　表口⑩課税売上高(税込み) × 100/110 ＝ ⑥Ｂ課税売上高(税抜き)

➡付表5-3⑥欄を使用します。

step.8-2

事業区分別の課税売上高（税抜き）の合計額は、次のように求められます。

【事業区分別の合計額】

税率6.24%適用分（付表5-3⑥Ａ欄に記入）

10,240,000円×100/108＝9,481,481円

税率7.8%適用分（付表5-3⑥Ｂ欄に記入）

7,960,000円×100/110＝7,236,363円

合計（付表5-3⑥Ｃ欄に記入）

9,481,481円＋7,236,363円＝16,717,844円

step.9　事業区分ごとに、それぞれの売上割合を計算する

step.８の計算結果を基に、事業区分ごとの売上割合を計算します。
この計算結果を付表5-3⑦～⑫欄の売上割合の欄に記入します。

⑦～⑫Ｃ事業区分ごとの課税売上高（税抜き） ÷ ⑥Ｃ課税売上高（税抜き）の合計額 × 100 ＝ 事業区分ごとの売上割合

設例 国税商店の場合

事業区分ごとの売上割合は、次のように求められます。

【第２種事業（物品販売業）】
16,463,299 円 ÷ 16,717,844 円 × 100 ≒ 98.4 %

【第４種事業（譲渡収入）】
254,545 円 ÷ 16,717,844 円 × 100 ≒ 1.5 %

step.10　事業区分ごとに、それぞれの消費税額を計算する

step.10-1

適用税率ごとに、事業区分ごとの消費税額を計算します。

税率6.24%適用分	事業区分ごとの課税売上高（税込み）	× $\frac{6.24}{108}$	＝	⑭～⑲Ａ事業区分ごとの消費税額
税率7.8%適用分	事業区分ごとの課税売上高（税込み）	× $\frac{7.8}{110}$	＝	⑭～⑲Ｂ事業区分ごとの消費税額

➡付表5-3⑭～⑲欄を使用します。

step.10-2

適用税率ごとに、付表5-3⑭～⑲欄の合計を計算します。この計算結果を付表5-3⑬欄に記入します。

設例 国税商店の場合

step.10-1
事業区分ごとの消費税額は、次のように求められます。

【第２種事業（物品販売業）】

税率6.24%適用分（付表5-3⑮Ａ欄に記入）
10,240,000 円 × $\frac{6.24}{108}$ ＝ 591,644 円

税率7.8%適用分（付表5-3⑮Ｂ欄に記入）
7,680,000 円 × $\frac{7.8}{110}$ ＝ 544,581 円

合計（付表5-3⑮Ｃ欄に記入）
591,644 円 + 544,581 円 ＝ 1,136,225 円

【第４種事業（譲渡収入）】

税率7.8%適用分（付表5-3⑰Ｂ欄に記入）
280,000 円 × $\frac{7.8}{110}$ ＝ 19,854 円

合計（付表5-3⑰Ｃ欄に記入）
19,854 円

step.10-2
事業区分別の消費税額の合計額は、次のように求められます。

税率6.24%適用分（付表5-3⑬Ａ欄に記入）
591,644 円

税率7.8%適用分（付表5-3⑬Ｂ欄に記入）
544,581 円 + 19,854 円 ＝ 564,435 円

合計（付表5-3⑬Ｃ欄に記入）
591,644 円 + 564,435 円 ＝ 1,156,079 円

step.11　控除対象仕入税額を計算する方法を選択する

２種類以上の事業を営む場合は、以下に示すAからDのいずれかの方法で、控除対象仕入税額を計算します。
なお、AからCの計算方法のうち、複数の計算方法を用いることができる方は、いずれかの計算方法を選択できます。
ただし、適用税率ごとに異なる計算方法を選択することはできません。

注意

次の場合は、この手引きの記載方法とは異なる記載が必要となります。

○『貸倒回収に係る消費税額』がある場合
○『売上対価の返還等に係る消費税額』があり、各事業ごとの売上対価の返還等に係る消費税額が、その事業の消費税額を上回る場合

A　原　則

$$\text{基礎となる消費税額} \times \frac{(\text{第1種事業の消費税額} \times 90\%) + (\text{第2種事業の消費税額} \times 80\%) + (\text{第3種事業の消費税額} \times 70\%) + (\text{第4種事業の消費税額} \times 60\%) + (\text{第5種事業の消費税額} \times 50\%) + (\text{第6種事業の消費税額} \times 40\%)}{\text{事業区分別の消費税額の合計額}} = \text{控除対象仕入税額}$$

➡付表 5-3 ⑳欄を使用します。

※簡便法

次の①と②のいずれにも該当しない場合は、次の算式により計算しても差し支えありません。

① 貸倒回収額がある場合
② 売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除して控除しきれない場合

$$\text{控除対象仕入税額} = (\text{第1種事業にかかる消費税額} \times 90\%) + (\text{第2種事業にかかる消費税額} \times 80\%) + (\text{第3種事業にかかる消費税額} \times 70\%) + (\text{第4種事業にかかる消費税額} \times 60\%) + (\text{第5種事業にかかる消費税額} \times 50\%) + (\text{第6種事業にかかる消費税額} \times 40\%)$$

B　特例１　１種類の事業の課税売上高が、全体の課税売上高の75%以上を占める場合

２種類以上の事業を営む事業者で、ある１種類の事業の課税売上高が全体の75%以上を占める場合、その事業のみなし仕入率を用いて控除対象仕入税額を計算します。

➡付表 5-3 ㉑欄を使用します。

$$\text{基礎となる消費税額} \times \text{75%以上を占める事業のみなし仕入率} = \text{控除対象仕入税額}$$

例　第１種事業の課税売上高が全体の80%を占める場合



第１種事業のみなし仕入率(90%)を適用

C　特例２　２種類の事業の課税売上高の合計が、全体の課税売上高の75%以上を占める場合

３種類以上の事業を営む事業者で、そのうちの２種類の事業の課税売上高の合計が全体の75%以上を占める場合、その２種類の事業のうち、みなし仕入率の高い方の事業の課税売上高には、その事業のみなし仕入率を用います。
それ以外の事業には、全体の75%以上を占める２種類の事業のうち、みなし仕入率の低い方の事業のみなし仕入率を用いて、控除対象仕入税額を計算します。

➡付表 5-3 ㉒～㊱欄のうち、該当する欄を使用します。

例　第１種・第2種事業の課税売上高の合計が全体の80%を占める場合



第１種事業のみなし仕入率(90%)を適用　　第２種事業のみなし仕入率(80%)を適用

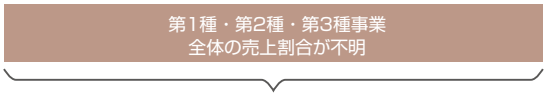
この場合、控除対象仕入税額の計算式は、次のようになります。

$$\text{基礎となる消費税額} \times \frac{\text{第1種事業の消費税額} \times 90\% + (\text{各事業の消費税額の合計} - \text{第1種事業の消費税額}) \times 80\%}{\text{事業区分別の消費税額の合計額}} = \text{控除対象仕入税額}$$

D　事業の種類ごとに売上げを区分していない場合

２種類以上の事業を営む事業者で、事業ごとに売上げを区分していない場合、区分していない課税売上高については、その区分していない事業のうち、最も低いみなし仕入率を用いて控除対象仕入税額を計算します。例えば、3種類の事業を営む事業者が、売上げを全く区分していない場合は、行っている事業のみなし仕入率のうち、最も低いみなし仕入率を用いて控除対象仕入税額を計算します（例１）。
また、区分している事業としていない事業が混在する場合は、区分している事業についてはその事業のみなし仕入率を、区分していない事業については、それらの事業のみなし仕入率のうち最も低いみなし仕入率を用いて、控除対象仕入税額を計算します（例２）。

例1　第１種・第2種・第3種のいずれも区分していない場合



第３種事業のみなし仕入率(70%)を適用

例2　第１種事業は区分しているが、第2種・第3種事業は区分していない場合



第１種事業のみなし仕入率(90%)を適用　　第３種事業のみなし仕入率(70%)を適用

step.12　控除対象仕入税額を計算する

控除対象仕入税額を決定し、付表5-3㊲欄に記入します（適用税率ごとに異なる計算方法を選択することはできません。）。
また、付表5-3㊲欄の金額を付表4-3④欄に転記します。

設例 国税商店の場合

step.11

国税商店では、Ⓐ と Ⓑ の方法を用いることができます。
そこで、両方の方法で控除対象仕入税額を計算し、控除額が大きい Ⓑ の計算方法を選択しています。

Ⓐ 原　則

税率6.24%適用分（付表 5-3⑳Ａ欄に記入）

$$591{,}614\text{円} \times \frac{591{,}644\text{円} \times 80\%}{591{,}644\text{円}} = 473{,}291\text{円}$$

税率7.8%適用分（付表 5-3⑳Ｂ欄に記入）

$$564{,}408\text{円} \times \frac{544{,}581\text{円} \times 80\% + 19{,}854\text{円} \times 60\%}{564{,}435\text{円}} = 447{,}554\text{円}$$

合計（付表 5-3⑳Ｃ欄に記入）

473,291 円 ＋ 447,554 円 ＝ 920,845 円

Ⓑ 特例 1

税率6.24%適用分（付表 5-3㉑Ａ欄に記入）

591,614 円 × 80% ＝ 473,291 円

税率7.8%適用分（付表 5-3㉑Ｂ欄に記入）

564,408 円 × 80% ＝ 451,526 円

合計（付表 5-3㉑Ｃ欄に記入）

473,291 円 ＋ 451,526 円 ＝ 924,817 円

step.12

選択したⒷの計算結果である付表5-3㉑Ａ～Ｃ欄の金額を、付表5-3㊲Ａ～Ｃ欄と付表4-3④Ａ～Ｃ欄に転記します。

国税商店の付表5-3　控除対象仕入税額等の計算表は、以下のとおりです。

様式ID	NTA0SHB067010010

付表5－3　控除対象仕入税額等の計算表

簡　易

課税期間		元号	年	月	日			元号	年	月	日	氏名又は名称	F04	国税　太郎
	N01	令和	8	1	1	～	N02	令和	8	12	31			

Ⅰ　控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目		税率6.24%適用分 A		税率7.8%適用分 B		合計 C (A＋B)	
課税標準額に対する消費税額	①	(付表4-3の②A欄の金額) G01	591,614	(付表4-3の②B欄の金額) G05	564,408	(付表4-3の②C欄の金額) G09	1,156,022
貸倒回収に係る消費税額	②	(付表4-3の③A欄の金額) G02		(付表4-3の③B欄の金額) G06		(付表4-3の③C欄の金額) G10	
売上対価の返還等に係る消費税額	③	(付表4-3の⑤A欄の金額) G03		(付表4-3の⑤B欄の金額) G07		(付表4-3の⑤C欄の金額) G11	
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額（①＋②－③）	④	G04	591,614	G08	564,408	G12	1,156,022

step.6-1　step.6-2

Ⅱ　1種類の事業の専業者の場合の控除対象仕入税額

項目				税率6.24%適用分 A		税率7.8%適用分 B		合計 C (A＋B)			
④ × みなし仕入率	G13		1:90%、2:80% ←3:70%、4:60% 5:50%、6:40%		⑤	(※付表4-3の④A欄へ) G14		(※付表4-3の④B欄へ) G15		(※付表4-3の④C欄へ) G16	

step.7

Ⅲ　2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1)　事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目		税率6.24%適用分 A		税率7.8%適用分 B		合計 C (A＋B)		
事業区分別の合計額	⑥	G17	9,481,481	G24	7,236,363	G31	16,717,844	売上割合 %
第一種事業（卸売業）	⑦	G18		G25		(※第一表「事業区分」欄へ) G32		C01
第二種事業（小売業等）	⑧	G19	9,481,481	G26	6,981,818	(※〃) G33	16,463,299	C02 98.4
第三種事業（製造業等）	⑨	G20		G27		(※〃) G34		C03
第四種事業（その他）	⑩	G21		G28	254,545	(※〃) G35	254,545	C04 1.5
第五種事業（サービス業等）	⑪	G22		G29		(※〃) G36		C05
第六種事業（不動産業）	⑫	G23		G30		(※〃) G37		C06

step.8-2　step.8-1　step.9

(2)　(1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目		税率6.24%適用分 A		税率7.8%適用分 B		合計 C (A＋B)	
事業区分別の合計額	⑬	G38	591,644	G45	564,435	G52	1,156,079
第一種事業（卸売業）	⑭	G39		G46		G53	
第二種事業（小売業等）	⑮	G40	591,644	G47	544,581	G54	1,136,225
第三種事業（製造業等）	⑯	G41		G48		G55	
第四種事業（その他）	⑰	G42		G49	19,854	G56	19,854
第五種事業（サービス業等）	⑱	G43		G50		G57	
第六種事業（不動産業）	⑲	G44		G51		G58	

step.10-2　step.10-1

注意　1　金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
　　2　課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫欄には売上対価の返還等の金額（税抜き）を控除した後の金額を記載する。

（1／2）　　（R1.10.1以後終了課税期間用）

様式ID　NTA0SHB067020010

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

※簡便法の場合、計算結果が異なります。

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
④ × みなし仕入率 ⑭×90%+⑮×80%+⑯×70%+⑰×60%+⑱×50%+⑲×40% / ⑬	⑳	G01 473,291 円	G02 447,554 円	G03 920,845 円

step.11 A

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分			税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
⑦C／⑥C・⑧C／⑥C ⑨C／⑥C・⑩C／⑥C ⑪C／⑥C・⑫C／⑥C ≧75%	④ × みなし仕入率 1:90%、2:80%、3:70% 4:60%、5:50%、6:40% → G04 2	㉑	G05 473,291 円	G06 451,526 円	G07 924,817 円

step.11 B

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分			税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
第一種事業及び第二種事業 (⑦C+⑧C)/⑥C≧75%	④× ⑭×90%+(⑬−⑭)×80% / ⑬	㉒	G08 円	G23 円	G38 円
第一種事業及び第三種事業 (⑦C+⑨C)/⑥C≧75%	④× ⑭×90%+(⑬−⑭)×70% / ⑬	㉓	G09	G24	G39
第一種事業及び第四種事業 (⑦C+⑩C)/⑥C≧75%	④× ⑭×90%+(⑬−⑭)×60% / ⑬	㉔	G10	G25	G40
第一種事業及び第五種事業 (⑦C+⑪C)/⑥C≧75%	④× ⑭×90%+(⑬−⑭)×50% / ⑬	㉕	G11	G26	G41
第一種事業及び第六種事業 (⑦C+⑫C)/⑥C≧75%	④× ⑭×90%+(⑬−⑭)×40% / ⑬	㉖	G12	G27	G42
第二種事業及び第三種事業 (⑧C+⑨C)/⑥C≧75%	④× ⑮×80%+(⑬−⑮)×70% / ⑬	㉗	G13	G28	G43
第二種事業及び第四種事業 (⑧C+⑩C)/⑥C≧75%	④× ⑮×80%+(⑬−⑮)×60% / ⑬	㉘	G14	G29	G44
第二種事業及び第五種事業 (⑧C+⑪C)/⑥C≧75%	④× ⑮×80%+(⑬−⑮)×50% / ⑬	㉙	G15	G30	G45
第二種事業及び第六種事業 (⑧C+⑫C)/⑥C≧75%	④× ⑮×80%+(⑬−⑮)×40% / ⑬	㉚	G16	G31	G46
第三種事業及び第四種事業 (⑨C+⑩C)/⑥C≧75%	④× ⑯×70%+(⑬−⑯)×60% / ⑬	㉛	G17	G32	G47
第三種事業及び第五種事業 (⑨C+⑪C)/⑥C≧75%	④× ⑯×70%+(⑬−⑯)×50% / ⑬	㉜	G18	G33	G48
第三種事業及び第六種事業 (⑨C+⑫C)/⑥C≧75%	④× ⑯×70%+(⑬−⑯)×40% / ⑬	㉝	G19	G34	G49
第四種事業及び第五種事業 (⑩C+⑪C)/⑥C≧75%	④× ⑰×60%+(⑬−⑰)×50% / ⑬	㉞	G20	G35	G50
第四種事業及び第六種事業 (⑩C+⑫C)/⑥C≧75%	④× ⑰×60%+(⑬−⑰)×40% / ⑬	㉟	G21	G36	G51
第五種事業及び第六種事業 (⑪C+⑫C)/⑥C≧75%	④× ⑱×50%+(⑬−⑱)×40% / ⑬	㊱	G22	G37	G52

step.11 C

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
選択可能な計算式区分(⑳～㊱)の内から選択した金額	㊲	※付表4-3の④A欄へ G53 473,291 円	※付表4-3の④B欄へ G54 451,526 円	※付表4-3の④C欄へ G55 924,817 円

step.12

注意　金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(2／2)

(R1.10.1以後終了課税期間用)

step.13　貸倒れに係る税額を計算する

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、適用税率ごとに、貸倒れとなった売掛金等（貸倒債権）に含まれる消費税額を計算します。この計算結果を付表4-3⑥欄に記入します。
なお、貸倒れに係る消費税額の控除を受ける場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存する必要があります。

税率6.24%適用分　貸倒れに係る金額（税込み）× 6.24/108 ＝ ⑥A貸倒れに係る税額

税率7.8%適用分　貸倒れに係る金額（税込み）× 7.8/110 ＝ ⑥B貸倒れに係る税額

注意
1. 課税売上げに係る債権以外の債権の貸倒れについては、計算の必要はありません。
2. 免税事業者であったときに行った課税売上げに係る売掛金等の貸倒れについては、計算の必要はありません。
3. 消費税における貸倒れの範囲は、所得税における取扱いと同じです。

step.14　控除税額小計を計算する

適用税率ごとに、付表4-3④控除対象仕入税額、⑤返還等対価に係る税額、⑥貸倒れに係る税額を合計し、計算結果を付表4-3⑦欄に記入します。

④控除対象仕入税額 ＋ ⑤返還等対価に係る税額 ＋ ⑥貸倒れに係る税額 ＝ ⑦控除税額小計

設例　国税商店の場合

控除税額小計は、次のように求められます。

税率6.24%適用分（付表4-3⑦A欄に記入）
473,291円＋0円＋0円＝473,291円

税率7.8%適用分（付表4-3⑦B欄に記入）
451,526円＋0円＋0円＝451,526円

合計（付表4-3⑦C欄に記入）
473,291円＋451,526円＝924,817円

step.15　差引税額又は控除不足還付税額を計算する

課税売上げに係る消費税額（消費税額と貸倒回収に係る消費税額の合計額）から、控除税額小計を差し引いて計算し、計算結果の100円未満を切り捨てた金額を付表4-3⑨欄に記入します。

②消費税額 ＋ ③貸倒回収に係る消費税額 － ⑦控除税額小計 ＝ ⑨差引税額（100円未満切捨て）

上記計算式の計算結果がマイナス（負の値）の場合、還付申告となります。この場合、次の計算式で控除不足還付税額を計算し、計算結果を付表4-3⑧欄に記入します。

⑦控除税額小計 － ②消費税額 － ③貸倒回収に係る消費税額 ＝ ⑧控除不足還付税額

設例 国税商店の場合

差引税額は、次のように求められます。

（付表4-3⑨欄に記入）
1,156,022円＋0円－924,817円＝231,205円
231,205円→231,200円（100円未満切捨て）

5 申告書を作成する②
地方消費税の税額計算

設例を参考に、地方消費税額を計算します。

step.16 地方消費税の課税標準となる消費税額を転記する

付表4-3⑨欄に記入がある場合は、⑨差引税額を付表4-3⑪欄に転記します。
付表4-3⑧欄に記入がある場合は、⑧控除不足還付税額を付表4-3⑩欄に転記します。

設例 国税商店の場合

付表4-3⑪欄に、付表4-3⑨欄 231,200 円を転記します。

step.17 譲渡割額（納税額）又は譲渡割額（還付額）を計算する

次の計算式により計算し、計算結果を付表4-3⑫又は⑬欄に記入します。なお、⑬納税額は、100円未満を切り捨てた金額を記入します。

$$\text{地方消費税の課税標準となる消費税額（⑪差引税額又は⑩控除不足還付税額）} \times \frac{22}{78} = \text{譲渡割額（⑬納税額（100円未満切捨て）又は⑫還付額）}$$

設例 国税商店の場合

譲渡割額（納税額）は、次のように求められます。

（付表4-3⑬欄に記入）

$$231{,}200\text{円} \times \frac{22}{78} = 65{,}210\text{円}$$

65,210 円 → 65,200 円（100円未満切捨て）

国税商店の付表4-3　税率別消費税額計算表　兼　地方消費税の課税標準となる消費税額計算表は、以下のとおりです。

様式ID　NTA0SHB047010010

付表4－3　税率別消費税額計算表　兼　地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡易

課税期間		元号	年	月	日			元号	年	月	日	氏名又は名称	F04	国税　太郎
	N01	令和	8	1	1	～	N02	令和	8	12	31			

区分		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A＋B)	
課税標準額	①	G01 9,481,000 円	G09 7,236,000 円	※第二表の①欄へ G17 16,717,000 円	step.2-2
課税資産の譲渡等の対価の額	①－1	※第二表の⑤欄へ G02 9,481,481	※第二表の⑥欄へ G10 7,236,363	※第二表の⑦欄へ G18 16,717,844	step.2-1
消費税額	②	※付表5-3の①A欄へ ※第二表の⑬欄へ G03 591,614	※付表5-3の①B欄へ ※第二表の⑯欄へ G11 564,408	※付表5-3の①C欄へ ※第二表の⑪欄へ G19 1,156,022	step.3
貸倒回収に係る消費税額	③	※付表5-3の②A欄へ G04	※付表5-3の②B欄へ G12	※付表5-3の②C欄へ ※第一表の③欄へ G20	step.4
控除税額 控除対象仕入税額	④	(付表5-3の⑤A欄又は㉚A欄の金額) G05 473,291	(付表5-3の⑤B欄又は㉚B欄の金額) G13 451,526	(付表5-3の⑤C欄又は㉚C欄の金額) ※第一表の④欄へ G21 924,817	step.7 step.12
控除税額 返還等対価に係る税額	⑤	※付表5-3の③A欄へ G06	※付表5-3の③B欄へ G14	※付表5-3の③C欄へ ※第二表の⑰欄へ G22	step.5
控除税額 貸倒れに係る税額	⑥	G07	G15	※第一表の⑥欄へ G23	step.13
控除税額 控除税額小計 (④＋⑤＋⑥)	⑦	G08 473,291	G16 451,526	※第一表の⑦欄へ G24 924,817	step.14
控除不足還付税額 (⑦－②－③)	⑧			※第一表の⑧欄へ G25	step.15
差引税額 (②＋③－⑦)	⑨			※第一表の⑨欄へ G26 231,200	
地方消費税の課税標準となる消費税額 控除不足還付税額 (⑧)	⑩			※第一表の⑰欄へ ※マイナス「－」を付して第二表の⑳及び㉓欄へ G27	step.16
地方消費税の課税標準となる消費税額 差引税額 (⑨)	⑪			※第一表の⑮欄へ ※第二表の⑳及び㉓欄へ G28 231,200	
譲渡割額 還付額	⑫			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑲欄へ G29	step.17
譲渡割額 納税額	⑬			(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑳欄へ G30 65,200	

注意　金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

申告書を作成する③

6 申告書（第一表及び第二表）の記入

step.18　申告書第二表を記入する

付表4-3から、次のとおり申告書第二表に必要な事項を転記します。

申告書第二表の記載項目			転記元項目等
課税標準額		①	付表4-3の①C欄の金額
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	6.24%適用分	⑤	付表4-3の①-1A欄の金額
	7.8%適用分	⑥	付表4-3の①-1B欄の金額
		⑦	付表4-3の①-1C欄の金額
消費税額		⑪	付表4-3の②C欄の金額
⑪の内訳	6.24%適用分	⑮	付表4-3の②A欄の金額
	7.8%適用分	⑯	付表4-3の②B欄の金額
返還等対価に係る税額		⑰	付表4-3の⑤C欄の金額
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	付表4-3の⑤C欄の金額
地方消費税の課税標準となる消費税額		⑳	付表4-3の⑪欄（プラスの場合）又は⑩欄（マイナスの場合）の金額
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	付表4-3の⑪欄（プラスの場合）又は⑩欄（マイナスの場合）の金額

step.19　申告書第一表を記入する

申告書第二表及び付表4-3から、次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書第一表の記載項目			転記元項目等
課税標準額		①	申告書第二表の①欄の金額
消費税額		②	申告書第二表の⑪欄の金額
貸倒回収に係る消費税額		③	付表4-3の③C欄の金額
控除税額	控除対象仕入税額	④	付表4-3の④C欄の金額
	返還等対価に係る税額	⑤	申告書第二表の⑰欄の金額
	貸倒れに係る税額	⑥	付表4-3の⑥C欄の金額
	控除税額小計	⑦	付表4-3の⑦C欄の金額
控除不足還付税額		⑧	付表4-3の⑧欄の金額
差引税額（100円未満切捨て）		⑨	付表4-3の⑨欄の金額

※ 申告書第一表⑨欄の差引税額が48万円超の場合は、令和９年分の中間申告・納付が必要となります。
15ページを参照してください。

step.20　申告書第一表⑩中間納付税額を記入する（令和８年分の中間申告を行った事業者の方）

中間申告を行った事業者の方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、令和８年の消費税の中間納付税額の合計額を、申告書第一表⑩欄に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付税額がある場合、その合計額が印字されています。

※ ３月ごと（年３回）又は１月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、税務署から送付する申告書に中間納付税額は印字されません。最終の中間申告分まで（３回分又は11回分）の消費税額を合計し、申告書第一表⑩欄に記入してください。

※「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書をお持ちの事業者の方は、中間納付税額の金額をご確認ください。

step.21　申告書第一表⑪納付税額を計算する

申告書第一表⑨差引税額が⑩中間納付税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表⑪欄に記入します。計算結果がマイナス（負の値）となる場合は、申告書第一表⑪欄は空欄のまま、step.22に進んでください。

⑨差引税額 － ⑩中間納付税額 ＝ ⑪納付税額

設例 国税商店の場合

納付税額は、次のように求められます。
（申告書第一表⑪欄に記入）

差引税額（100円未満切捨て） 231,200円 － 0円 ＝ 231,200円

step.22　申告書第一表⑫中間納付還付税額を計算する

申告書第一表⑩中間納付税額が⑨差引税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表⑫欄に記入します。

⑩中間納付税額 － ⑨差引税額 ＝ ⑫中間納付還付税額

step.23　申告書第一表⑮欄及び⑯欄に課税期間及び基準期間の課税売上高を記入する

申告書第一表⑮欄にこの課税期間の課税売上高を記載します。
なお、輸出等の免税売上げがある場合には免税売上高を加算し、申告書第一表⑤欄に記載がある場合には、課税売上げに係る返品、値引き又は割戻しの金額に100/108又は100/110を掛けた金額を差し引いて記載します。
令和８年分の基準期間は、令和６年分です。令和６年分の課税売上高を申告書第一表⑯欄に記入します。

step.24　申告書第一表⑰欄から⑳欄までを記入する

付表4-3から、次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書の記載項目			転記元項目等
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	付表4-3の⑩欄の金額
	差引税額	⑱	付表4-3の⑪欄の金額
譲渡割額	還付額	⑲	付表4-3の⑫欄の金額
	納税額	⑳	付表4-3の⑬欄の金額

step.25　申告書第一表㉑中間納付譲渡割額を記入する（令和８年分の中間申告を行った事業者の方）

中間申告を行った事業者の方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、令和８年の地方消費税の中間納付譲渡割額の合計額を申告書第一表㉑欄に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付譲渡割額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 中間納付譲渡割額は、step.27で記載しますので、ここでは記載しないでください。
※ ３月ごと（年３回）又は１月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、税務署から送付する申告書に中間納付譲渡割額は印字されません。最終の中間申告分（３回分又は11回分）までの地方消費税額を合計し、申告書第一表㉑欄に記入してください。
※「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書をお持ちの事業者の方は、中間納付譲渡割額の金額をご確認ください。

step.26　申告書第一表㉒納付譲渡割額を計算する

申告書第一表⑳納税額が、㉑中間納付譲渡割額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表㉒欄に記入します。計算結果がマイナス（負の値）となる場合は、申告書第一表㉒欄は空欄のまま、step.27に進んでください。

⑳納税額 － ㉑中間納付譲渡割額 ＝ ㉒納付譲渡割額

設例 国税商店の場合

納付譲渡割額は、次のように求められます。
（申告書第一表㉒欄に記入）

65,200 円 － 0 円 ＝ 65,200 円

step.27　申告書第一表㉓中間納付還付譲渡割額を計算する

申告書第一表㉑中間納付譲渡割額が⑳納税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表㉓欄に記入します。

㉑中間納付譲渡割額 － ⑳納税額 ＝ ㉓中間納付還付譲渡割額

step.28　申告書第一表㉖消費税及び地方消費税の合計税額を計算する（納付又は還付）

納税する又は還付を受ける消費税及び地方消費税の合計税額を計算し、その計算結果を申告書第一表㉖欄に記入します。
なお、計算結果がマイナス（負の値）の場合には、数字の左側のマスにマイナス記号（－）を記入してください。

（⑪納付税額 ＋ ㉒納付譲渡割額）－（⑧控除不足還付税額 ＋ ⑫中間納付還付税額 ＋ ⑲還付額 ＋ ㉓中間納付還付譲渡割額）
＝ ㉖消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額

設例 国税商店の場合

消費税及び地方消費税の合計納付税額は、次のように求められます。
（申告書第一表㉖欄に記入）

（納付税額 231,200 円 ＋ 納付譲渡割額 65,200 円）－（控除不足還付税額 0 円 ＋ 中間納付還付税額 0 円 ＋ 還付額 0 円 ＋ 中間納付還付譲渡割額 0 円）＝ 296,400 円

設例 国税商店の場合：申告書第二表

ここまでの計算結果を記入した申告書第二表

課税標準額 ※申告書（第一表）の①欄へ		①	G02	16,717,000
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②	G03	
	4 % 適用分	③	G04	
	6.3 % 適用分	④	G05	
	6.24 % 適用分	⑤	G06	9,481,481
	7.8 % 適用分	⑥	G07	7,236,363
	（②～⑥の合計）	⑦	G08	16,717,844
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額（注１）	6.3 % 適用分	⑧	G09	
	7.8 % 適用分	⑨	G10	
	（⑧・⑨の合計）	⑩	G11	
消費税額 ※申告書（第一表）の②欄へ		⑪	G12	1,156,022
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫	G13	
	4 % 適用分	⑬	G14	
	6.3 % 適用分	⑭	G15	
	6.24 % 適用分	⑮	G16	591,614
	7.8 % 適用分	⑯	G17	564,408
返還等対価に係る税額 ※申告書（第一表）の⑤欄へ		⑰	G18	
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	G19	
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額（注１）	⑲	G20	
地方消費税の課税標準となる消費税額（注２）	（㉑～㉓の合計）	⑳	G21	231,200
	4 % 適用分	㉑	G22	
	6.3 % 適用分	㉒	G23	
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	G24	231,200

（注１） ⑧～⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

（注２） ⑳～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

設例 国税商店の場合：申告書第一表

ここまでの計算結果を記入した申告書第一表

この申告書による消費税の税額の計算				
課税標準額	①		円	
		G01	16,717,000	
消費税額	②	G02	1,156,022	
貸倒回収に係る消費税額	③	G03		
控除税額 控除対象仕入税額	④	G04	924,817	
控除税額 返還等対価に係る税額	⑤	G05		
控除税額 貸倒れに係る税額	⑥	G06		
控除税額 控除税額小計（④＋⑤＋⑥）	⑦	G07	924,817	
控除不足還付税額（⑦－②－③）	⑧	G08		
差引税額（②＋③－⑦）	⑨	G09	231,200	
中間納付税額	⑩	G10	00	
納付税額（⑨－⑩）	⑪	G11	231,200	
中間納付還付税額（⑩－⑨）	⑫	G12	00	
この申告書が修正申告である場合 既確定税額	⑬	G13		
この申告書が修正申告である場合 差引納付税額	⑭	G14	00	
この課税期間の課税売上高	⑮	G15	16,717,844	
基準期間の課税売上高	⑯	G16	14,951,456	
この申告書による地方消費税の税額の計算				
地方消費税の課税標準となる消費税額 控除不足還付税額	⑰	G17		
地方消費税の課税標準となる消費税額 差引税額	⑱	G18	231,200	
譲渡割額 還付額	⑲	G19		
譲渡割額 納税額	⑳	G20	65,200	
中間納付譲渡割額	㉑	G21	00	
納付譲渡割額（⑳－㉑）	㉒	G22	65,200	
中間納付還付譲渡割額（㉑－⑳）	㉓	G23	00	
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額	㉔	G24		
この申告書が修正申告である場合 差引納付譲渡割額	㉕	G25	00	
消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額	㉖	G26	296,400	

⑪・㉒又は⑫・㉓の記入をお忘れなく。

㉖＝（⑪＋㉒）－（⑧＋⑫＋⑲＋㉓）・修正申告の場合㉖＝⑭＋㉕
㉖が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

申告書を作成する④

7 その他の項目

税額計算以外の必要事項を記入します。

A 提出日・所轄税務署名・納税地・屋号・マイナンバー（個人番号）・氏名

提出日【第一表】
申告書を提出する年月日を記入します。

所轄税務署名【第一表】
納税地を所轄する税務署名を記入します。

納税地・屋号【第一表・第二表】
申告する事業者の納税地と電話番号、屋号をそれぞれ記入します。

マイナンバー（個人番号）【第一表】
申告する事業者のマイナンバー（個人番号）を記入します。税務署で本人確認を行うため、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
詳しくは、10ページを参照してください。

氏　名【第一表・第二表】
申告者の氏名とフリガナを記入します。
※マイナンバーの記入は申告書第一表のみ

B 課税期間・表題

課税期間【第一表・第二表】
個人事業者の方の課税期間は、原則として暦年（1月1日から12月31日）です。なお、税務署から送付する申告書には、課税期間があらかじめ印字してあります。
（注）課税期間の記入は数字で記載していただき、元号は「令和」を記入します。

表　題【第一表・第二表】
表題に「確定」と記入し、「1」を第一表のG27及び第二表のG01に記入します。

C 付記事項【第一表】

割賦基準・延払基準等・工事進行基準・現金主義会計
特別な売上基準を適用している場合には、該当する売上基準に「1」を記入し、適用していない場合は「2」を記入します。

D 参考事項【第一表】

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用
この欄は、使用しないでください。

事業区分ごとの課税売上高（税抜き）と売上割合
○課税売上高（税抜き）
step.8-1（21ページ）で計算した事業区分ごとの課税売上高（税抜き）（付表5-3⑦～⑫C欄）を、1,000 円未満の端数を四捨五入し、転記します。
○売上割合
step.9（22ページ）で計算した事業区分ごとの売上割合（付表5-3⑦～⑫売上割合欄）を転記します。

特例計算の適用
step.12（24ページ）で、A の原則の計算方法により計算した金額（付表５-3⑳欄の金額）を控除対象仕入税額とした場合は「2」を記入し、B、C、D のいずれかの方法を適用して計算した金額を控除対象仕入税額とした場合は「1」を記入します。

E 還付を受けようとする金融機関等【第一表】

還付申告となる場合（申告書第一表㉖欄の計算結果がマイナス（負の値）の場合）は、還付金の受取りについて、希望する振込先預貯金口座を記入します。
※ 預貯金口座の口座名義に、店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合は振込みできません。預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみの口座をご利用ください。
※ 納税管理人の指定をしている場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座となります（公金受取口座の利用はできません）。
※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

ⅰ 銀行等の預金口座の場合
金融機関名、本支店名、預金種類、口座番号を記入します。

ⅱ ゆうちょ銀行の貯金口座の場合
貯金総合通帳の記号番号のみを記入します。
・他の金融機関との振込用の「店名（店番）」及び「口座番号」は記入しないでください。
・記号部分と番号部分の間に１桁の数字（通帳再発行時に表示される「－２」などの枝番）がある場合は、その数字の記入は不要です。
※ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望する場合には、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

F （個人の方）公金受取口座の利用【第一表】

公金受取口座への振込みを希望（既に公金受取口座の登録がお済みの方に限ります。）する場合は、「1」を記入し、希望しない場合は「2」を記入します。
※「還付を受けようとする金融機関等」を記載する必要はありません（記載があった場合、記載された預貯金口座に振込みを行います）。
※ 申告者ご本人の個人番号（マイナンバー）が正しく記載されていない場合や本人確認書類の不備等により本人確認ができない場合は、公金受取口座を利用することはできません。

G 税理士法に基づく書面を提出する場合【第一表】

「税理士法第30条に規定する税務代理権限証書」及び「税理士法第33条の２に規定する計算・審査事項等を記載した添付書面」を提出する場合は、「1」を記入し、提出しない場合は「2」を記入します。

H 税額控除に係る経過措置の適用（２割特例）【第一表】

この欄は、記載不要です。
なお、2割特例については、９ページをご覧ください。

I 「軽減売上割合（10営業日）」欄及び「小売等軽減仕入割合」欄

この欄は、使用しないでください。

これで申告書は完成しました。次のページで、完成した国税商店の申告書を確認しましょう。

設例 国税商店の申告書（第一表）

令和9年3月3日 | F01 | 麹町 | 税務署長殿

様式ID | NTA1SHA020010090

★ 簡

第一表

令和五年十月一日以後終了課税期間分（簡易課税用）

納税地	郵便番号		100 － 8978
	フリガナ		チヨダクカスミガセキ3-1-1
	納税地	F06	千代田区霞が関3-1-1
	電話番号	F07	03-3210-XXXX
フリガナ		F03	コクゼイショウテン
名称又は屋号		F04	国税商店
個人番号又は法人番号		F02	XXXXXXXXXXXX
フリガナ		H06	コクゼイ　タロウ
代表者氏名又は氏名		H07	国税　太郎

※税務署処理欄

申告区分	指導等	庁指定	局指定

申告年月日	元号	年	月	日

通信日付印	（西暦）年	月	日	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他（　）	身元確認
F12				K22	

相談	区分1	区分2	区分3

自 NO1 元号 令和 年 8 月 1 日

至 NO2 元号 令和 年 8 月 12 日 31

課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書

確定 G27 1 ← 1:確定、2:中間 3:修正確定、4:修正中間

中間申告の場合の対象期間

自 NO3 元号 年 月 日

至 NO4 元号 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算

			円
課税標準額	①	G01	16,717,000
消費税額	②	G02	1,156,022
貸倒回収に係る消費税額	③	G03	
控除税額 控除対象仕入税額	④	G04	924,817
控除税額 返還等対価に係る税額	⑤	G05	
控除税額 貸倒れに係る税額	⑥	G06	
控除税額小計（④＋⑤＋⑥）	⑦	G07	924,817
控除不足還付税額（⑦－②－③）	⑧	G08	
差引税額（②＋③－⑦）	⑨	G09	231,200
中間納付税額	⑩	G10	00
納付税額（⑨－⑩）	⑪	G11	231,200
中間納付還付税額（⑩－⑨）	⑫	G12	00
この申告書が修正申告である場合 既確定税額	⑬	G13	
この申告書が修正申告である場合 差引納付税額	⑭	G14	00
この課税期間の課税売上高	⑮	G15	16,717,844
基準期間の課税売上高	⑯	G16	14,951,456

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	G17	
	差引税額	⑱	G18	231,200
譲渡割額	還付額	⑲	G19	
	納税額	⑳	G20	65,200
中間納付譲渡割額		㉑	G21	00
納付譲渡割額（⑳－㉑）		㉒	G22	65,200
中間納付還付譲渡割額（㉑－⑳）		㉓	G23	00
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔	G24	
	差引納付譲渡割額	㉕	G25	00
消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額		㉖	G26	296,400

㉖＝（⑪＋㉒）－（⑫＋㉓）　修正申告の場合＝（⑭＋㉕）

㉖が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

付記事項 割賦基準の適用	1：適用あり 2：適用なし	G28	2
付記事項 延払基準等の適用	1：適用あり 2：適用なし	G29	2
付記事項 工事進行基準の適用	1：適用あり 2：適用なし	G30	2
付記事項 現金主義会計の適用	1：適用あり 2：適用なし	G31	2
参考事項 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	1：適用あり 2：適用なし	G32	

参考事項 事業区分	区分		課税売上高（免税売上高を除く）（千円）		売上割合（%）
	第1種	G33		C01	
	第2種	G34	16,463	C02	98.4
	第3種	G35		C03	
	第4種	G36	255	C04	1.5
	第5種	G37		C05	
	第6種	G38		C06	

参考事項 特例計算適用（令57③）	1：適用あり 2：適用なし	G39	1
税額控除に係る経過措置の適用（2割特例）	1：適用あり	G40	

還付を受けようとする金融機関等 ゆうちょ以外

金融機関名	Z01		
金融機関区分	Z02		1:銀行、2:金庫、3:組合、4:農協、5:漁協
支店名	Z03		
本支店区分	Z04		1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、5:出張所
預金種類	Z05		1:普通、2:当座、3:納税準備、4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他
口座番号	Z06		

ゆうちょ銀行 （窓口受取） Z07 郵便局

記号番号 Z08 －

（個人の方）公金受取口座の利用	G41	2	1：利用する 2：利用しない

税理士署名	R01	
電話番号（税理士）	R02	－ －

税理士法第30条の書面提出	提出あり：1 提出なし：2	G42	2
税理士法第33条の2の書面提出	提出あり：1 提出なし：2	G43	2

※　6割特例による申告の場合、⑱欄に⑰欄の数字を記載し、⑳欄に⑲欄の数字を記載してください。

⑱欄×22/78から算出された金額を⑳欄に記載してください。

⑪・㉒又は⑫・㉓の記入をお忘れなく。

35ページA参照
35ページB参照
16～34ページ参照
35ページC参照
35ページD参照
35ページH参照
35ページE参照
35ページF参照
35ページG参照

35ページA参照

課税標準額等の内訳書

納税地	郵便番号		100 － 8978
	フリガナ		チヨダクカスミガセキ3-1-1
	納税地	F06	千代田区霞が関3-1-1
	電話番号	F07	03-3210-XXXX
フリガナ		F03	コクゼイショウテン
名称又は屋号		F04	国税商店
フリガナ		H06	コクゼイ　タロウ
代表者氏名又は氏名		H07	国税　太郎

様式ID　NTA0SHA020020090

簡

第二表

令和四年四月一日以後終了課税期間分

35ページ参照

軽減売上割合（10営業日）	G25		提出あり：1 提出なし：2	附則38①
小売等軽減仕入割合	G26		提出あり：1 提出なし：2	附則38②

35ページB参照

		元号	年	月	日
自	NO1	令和	8	1	1
至	NO2	令和	8	12	31

課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書　確定　G01　1　← 1:確定、2:中間 3:修正確定、4:修正中間

中間申告の場合の対象期間

		元号	年	月	日
自	NO3				
至	NO4				

16～34ページ参照

課税標準額 ※申告書（第一表）の①欄へ		①	G02	16,717,000
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②	G03	
	4 % 適用分	③	G04	
	6.3 % 適用分	④	G05	
	6.24 % 適用分	⑤	G06	9,481,481
	7.8 % 適用分	⑥	G07	7,236,363
	（②～⑥の合計）	⑦	G08	16,717,844
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額（注1）	6.3 % 適用分	⑧	G09	
	7.8 % 適用分	⑨	G10	
	（⑧・⑨の合計）	⑩	G11	
消費税額 ※申告書（第一表）の②欄へ		⑪	G12	1,156,022
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫	G13	
	4 % 適用分	⑬	G14	
	6.3 % 適用分	⑭	G15	
	6.24 % 適用分	⑮	G16	591,614
	7.8 % 適用分	⑯	G17	564,408
返還等対価に係る税額 ※申告書（第一表）の⑤欄へ		⑰	G18	
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	G19	
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額（注1）	⑲	G20	
地方消費税の課税標準となる消費税額（注2）	（㉑～㉓の合計）	⑳	G21	231,200
	4 % 適用分	㉑	G22	
	6.3 % 適用分	㉒	G23	
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	G24	231,200

（注1）　⑧～⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

（注2）　⑳～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

8 申告と納付

完成した申告書を提出し、消費税及び地方消費税を納付します。

申告・納付の期限

令和８年分の消費税及び地方消費税の確定申告と 納付の期限は、**令和９年３月３１日(水)**です。
なお、所得税及び復興特別所得税の申告と納付の期限は **令和９年３月１５日(月)**ですので、お間違えのないようご注意ください。

申告書の提出

消費税及び地方消費税の確定申告書の提出方法は、3通りあります。
なお、提出が必要な書類については、10ページを参照してください。

送付先を調べる

1. e-Taxで申告する

2. 郵便又は信書便により、業務センター（※）に送付する

郵便又は信書便による送付の場合、通信日付印を提出日とみなします。

※ 国税庁では、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。申告書・申請書等を郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください。

所轄の税務署を調べる

3. 住所地等の所轄の税務署の受付に提出する

※ 税務署の開庁時間外は時間外収受箱に投函してください。
※ 業務センターに直接持参する方法で提出することはできません。
※ 税務署にお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

令和７年１月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。申告書等を書面で提出(送付)する場合は、申告書等の提出用のみを提出(送付)してください。
また、申告書等の控えに収受日付印の押なつは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、申告書等の記録・管理をお願いします。
なお、令和7年1月以降、当面の間、「リーフレット」(今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの)に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」(業務センター名)を記載したものを、希望者にお渡ししています。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」

納付方法

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。

⚠ ご注意ください！

申告書提出後に、納付書の送付等による納税のお知らせはありません。

各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm）をご覧ください。

１．キャッシュレス納付

国税の納付は、次のキャッシュレス納付が便利です。

⑴振替納税を利用する

振替納税は、指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納税額が引き落とされる大変便利な制度です。
振替納税を利用している場合は、確実に引落しができるよう、振替日の前日までに預貯金残高や他の引落しがないかご確認ください。
令和８年分の消費税及び地方消費税の振替日は、
令和９年4月30日（金）です。
なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

※ 既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税（変更）の手続が必要です。
※ 消費税及び地方消費税の振替納税は、所得税及び復興特別所得税について振替納税の手続をしている方であっても、別途振替納税の手続が必要です。

振替納税をお勧めします

令和８年分消費税及び地方消費税の振替納税の申込期限は、
令和９年３月31日（水）です。
「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」はe-Taxにより提出できます。
金融機関届出印や電子証明書は不要です。
なお、書面でご提出の場合は、48ページの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項をご記入の上、所轄の税務署又は金融機関に提出してください（郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください。）。
また、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんので、ご注意ください。

⑵ダイレクト納付で納付する

事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、所轄の税務署に専用の届出書を提出していただくことで、納税者ご自身名義の預貯金口座から即時又は指定した期日に口座引落しにより納付できます。

⑶インターネットバンキングやATMで納付する

納付情報を登録又は入力することで、インターネットバンキングやATMから納付できます。

⑷クレジットカードで納付する

インターネットを利用して専用のWeb画面から納付できます。

⑸スマートフォンのアプリで納付する

e-Taxで申告等データを送信した後などに、「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「○○Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付できます。
※納税額が30万円以下の方が納付するための手続です。

２．キャッシュレス納付以外の納付方法

キャッシュレス納付以外の納付方法は次のとおりです。

⑴QRコードによりコンビニエンスストアで現金で納付する

自宅等で、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーやコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報をQRコードとして作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付できます。

※ 納付できる金額は30万円以下となります。
（注）「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

⑵金融機関又は税務署の窓口で現金で納付する

現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関（日本銀行歳入代理店）又は所轄の税務署の納税窓口で納付してください。
納付書をお持ちでない場合は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書をご利用ください。

※ 金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

消費税及び地方消費税を期限内に納付するために、計画的な納税資金の積立て等、事前のご準備をお願いします。
なお、納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納が便利です。
詳しくは国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm#a02）をご覧ください。

納付が遅れた場合

納付が期限に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足等により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。このような場合は、最寄りの金融機関又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で、本税と併せて延滞税を納付する必要があります。

※ 令和９年３月31日までに申告し、遅れて納付した場合の延滞税の割合は次のとおりです。

令和９年４月１日から令和９年５月31日まで	年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(注)+1%」のいずれか低い割合
令和９年６月１日以降	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(注)+7.3%」のいずれか低い割合

（注）延滞税特例基準割合とは、各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

なお、滞納となったままにしておくと、財産差押え等の滞納処分を受ける場合があります。ご注意ください。

※ 修正申告及び期限後の申告による納付の場合には、延滞税の割合が異なる場合があります。所轄の税務署にお尋ねください。

※ 期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

確定申告をした税額等に誤りがあった場合

次の方法で申告内容を訂正してください。

	訂正方法
申告をした税額等が実際より少なかったとき	**「修正申告書」**を提出して正しい額に訂正する（※1）。
申告をした税額等が実際より多かったとき	**「更正の請求書」**を提出して正しい額への訂正を求める（※2）。

※ 1 誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正します。

※ 2 更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から５年以内です。

● 申告の必要があるのにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が課税標準や税額を決定します。税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに**加算税**が賦課される場合があるほか、**延滞税**を併せて納付しなければならない場合がありますので、ご注意ください。

9 所得税の決算額調整

税込経理方式、税抜経理方式による調整方法を説明します。

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の納付税額又は還付税額を算定した後の、所得税の決算額の調整方法は、経理方式により異なります。

税込経理方式による経理処理の場合

消費税等の納付税額又は還付税額は、原則として、消費税等の申告書を提出した日の属する年の事業所得、不動産所得、山林所得などの所得（以下「事業所得等」といいます。）の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入します。

なお、消費税等の納付税額又は還付税額を未払金又は未収入金に計上した場合には、その未払金又は未収入金に計上した年の事業所得等の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入することとしてもよいことになっています。

税抜経理方式による経理処理の場合

税抜経理方式によっている場合には、簡易課税制度を適用したことにより生じた消費税等の納付税額と、課税期間の終了時における仮受消費税等から仮払消費税等を差し引いた金額との差額は、その課税期間を含む年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入します。

なお、２つ以上の所得を生ずべき業務を行う場合など、所得税の決算額の調整に関する詳細は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。

税込経理方式、税抜経理方式とは

税込経理方式とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引の対価の額とを、区分しないで経理する方式で、課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税等の額をその売上金額、仕入金額に含めて処理する方法をいいます。

税抜経理方式とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引の対価の額とを、区分して経理する方式で、課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税等の額を仮受消費税等、仮払消費税等として科目を設け、その売上金額、仕入金額に含めないで処理する方法をいいます。

申告書等の見本と、事業区分判定フローチャートを掲載しています。

課税売上高計算表…〔表口〕

この計算表は見本です。

表口

様式ID NTA0SHE060010070

課 税 売 上 高 計 算 表

（令和　　年分）

(1) 事業所得に係る課税売上高		金額	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分
営業等課税売上高	①	表イ－１の①C欄の金額 円	表イ－１の①D欄の金額 円	表イ－１の①F欄の金額 円
農業課税売上高	②	表イ－２の④C欄の金額	表イ－２の④D欄の金額	表イ－２の④F欄の金額

(2) 不動産所得に係る課税売上高		金額	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分
課税売上高	③	表イ－３の④C欄の金額	表イ－３の④D欄の金額	表イ－３の④F欄の金額

(3) （　　）所得に係る課税売上高		金額	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分
損益計算書の収入金額	④			
④のうち、課税売上げにならないもの	⑤			
差引課税売上高（④－⑤）	⑥			

(4) 業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高		金額	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分
業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑦			
⑦のうち、課税売上げにならないもの	⑧			
差引課税売上高（⑦－⑧）	⑨			

(5) 課税売上高の合計額（①＋②＋③＋⑥＋⑨）	⑩			

(6) 課税資産の譲渡等の対価の額の計算		
＿＿＿＿＿＿＿＿円×100/108 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑪	（１円未満の端数切捨て） (一般用)付表１－３の①－１A欄へ (簡易課税用)付表４－３の①－１A欄へ (特別用)付表６の②A欄へ
＿＿＿＿＿＿＿＿円×100/110 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑫	（１円未満の端数切捨て） (一般用)付表１－３の①－１B欄へ (簡易課税用)付表４－３の①－１B欄へ (特別用)付表６の②B欄へ

付表４−３　税率別消費税額計算表　兼　地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

この計算表は見本です。

様式ID　NTA0SHB047010010

付表4−３　税率別消費税額計算表　兼　地方消費税の課税標準となる消費税額計算表　簡易

課税期間	N01	元号	年	月	日	～	N02	元号	年	月	日	氏名又は名称	F04	

区分			税率6.24％適用分 A	税率7.8％適用分 B	合計 C (A＋B)
課税標準額		①	G01 000 円	G09 000 円	※第二表の①欄へ G17 000 円
課税資産の譲渡等の対価の額		①−1	※第二表の⑤欄へ G02	※第二表の⑥欄へ G10	※第二表の⑦欄へ G18
消費税額		②	※付表5−3の①A欄へ ※第二表の⑬欄へ G03	※付表5−3の①B欄へ ※第二表の⑯欄へ G11	※付表5−3の①C欄へ ※第二表の⑪欄へ G19
貸倒回収に係る消費税額		③	※付表5−3の②A欄へ G04	※付表5−3の②B欄へ G12	※付表5−3の②C欄へ ※第一表の③欄へ G20
控除税額	控除対象仕入税額	④	(付表5−3の⑤A欄又は⑰A欄の金額) G05	(付表5−3の⑤B欄又は⑰B欄の金額) G13	(付表5−3の⑤C欄又は⑰C欄の金額) ※第一表の④欄へ G21
	返還等対価に係る税額	⑤	※付表5−3の③A欄へ G06	※付表5−3の③B欄へ G14	※付表5−3の③C欄へ ※第二表の⑫欄へ G22
	貸倒れに係る税額	⑥	G07	G15	※第一表の⑥欄へ G23
	控除税額小計 (④＋⑤＋⑥)	⑦	G08	G16	※第一表の⑦欄へ G24
控除不足還付税額 (⑦−②−③)		⑧			※第一表の⑧欄へ G25
差引税額 (②＋③−⑦)		⑨			※第一表の⑨欄へ G26 00
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑩			※第一表の⑰欄へ ※マイナス「−」を付して第二表の⑳及び㉑欄へ G27
	差引税額 (⑨)	⑪			※第一表の⑱欄へ ※第二表の⑳及び㉑欄へ G28 00
譲渡割額	還付額	⑫			(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ G29
	納税額	⑬			(⑪C欄×22/78) ※第一表の㉑欄へ G30 00

注意　金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

（R1.10.1以後終了課税期間用）

付表５－３　控除対象仕入税額等の計算表

この計算表は見本です。

様式ID	NTAOSHB067010010

付表5－3　控除対象仕入税額等の計算表

簡 易

課税期間		元号	年	月	日			元号	年	月	日	氏名又は名称		
	N01					～	N02						F04	

Ⅰ　控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目		税率6.24%適用分 A		税率7.8%適用分 B		合計 C (A＋B)	
課税標準額に対する消費税額	①	(付表4-3の②A欄の金額) 円 G01		(付表4-3の②B欄の金額) 円 G05		(付表4-3の②C欄の金額) 円 G09	
貸倒回収に係る消費税額	②	(付表4-3の③A欄の金額) G02		(付表4-3の③B欄の金額) G06		(付表4-3の③C欄の金額) G10	
売上対価の返還等に係る消費税額	③	(付表4-3の⑤A欄の金額) G03		(付表4-3の⑤B欄の金額) G07		(付表4-3の⑤C欄の金額) G11	
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額（①＋②－③）	④	G04		G08		G12	

Ⅱ　1種類の事業の専業者の場合の控除対象仕入税額

項目					税率6.24%適用分 A		税率7.8%適用分 B		合計 C (A＋B)	
④ × みなし仕入率	G13		1:90%、2:80% ←3:70%、4:60% 5:50%、6:40%	⑤	※付表4-3の④A欄へ 円 G14		※付表4-3の④B欄へ 円 G15		※付表4-3の④C欄へ 円 G16	

Ⅲ　2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1)　事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目		税率6.24%適用分 A		税率7.8%適用分 B		合計 C (A＋B)		
事業区分別の合計額	⑥	円 G17		円 G24		円 G31	売上割合 %	
第一種事業（卸売業）	⑦	G18		G25		※第一表「事業区分」欄へ G32	C01	
第二種事業（小売業等）	⑧	G19		G26		※　〃 G33	C02	
第三種事業（製造業等）	⑨	G20		G27		※　〃 G34	C03	
第四種事業（その他）	⑩	G21		G28		※　〃 G35	C04	
第五種事業（サービス業等）	⑪	G22		G29		※　〃 G36	C05	
第六種事業（不動産業）	⑫	G23		G30		※　〃 G37	C06	

(2)　(1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目		税率6.24%適用分 A		税率7.8%適用分 B		合計 C (A＋B)	
事業区分別の合計額	⑬	円 G38		円 G45		円 G52	
第一種事業（卸売業）	⑭	G39		G46		G53	
第二種事業（小売業等）	⑮	G40		G47		G54	
第三種事業（製造業等）	⑯	G41		G48		G55	
第四種事業（その他）	⑰	G42		G49		G56	
第五種事業（サービス業等）	⑱	G43		G50		G57	
第六種事業（不動産業）	⑲	G44		G51		G58	

注意　1　金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
　　2　課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫欄には売上対価の返還等の金額（税抜き）を控除した後の金額を記載する。

(1／2)　　(R1.10.1以後終了課税期間用)

様式ID	NTA0SHB067020010

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分		税率6.24%適用分 A		税率7.8%適用分 B		合計C (A+B)	
			円		円		円
④ × みなし仕入率 ⑭×90%+⑮×80%+⑯×70%+⑰×60%+⑱×50%+⑲×40% / ⑬	⑳	G01		G02		G03	

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分			税率6.24%適用分 A		税率7.8%適用分 B		合計C (A+B)	
				円		円		円
⑦C／⑥C・⑧C／⑥C ⑨C／⑥C・⑩C／⑥C ⑪C／⑥C・⑫C／⑥C ≧75%	④ × みなし仕入率 1:90%、2:80%、3:70% 4:60%、5:50%、6:40% → G04	㉑	G05		G06		G07	

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分			税率6.24%適用分 A		税率7.8%適用分 B		合計C (A+B)	
				円		円		円
第一種事業及び第二種事業 (⑦C+⑧C)／⑥C≧75%	④× ⑭×90%+(⑬−⑭)×80% / ⑬	㉒	G08		G23		G38	
第一種事業及び第三種事業 (⑦C+⑨C)／⑥C≧75%	④× ⑭×90%+(⑬−⑭)×70% / ⑬	㉓	G09		G24		G39	
第一種事業及び第四種事業 (⑦C+⑩C)／⑥C≧75%	④× ⑭×90%+(⑬−⑭)×60% / ⑬	㉔	G10		G25		G40	
第一種事業及び第五種事業 (⑦C+⑪C)／⑥C≧75%	④× ⑭×90%+(⑬−⑭)×50% / ⑬	㉕	G11		G26		G41	
第一種事業及び第六種事業 (⑦C+⑫C)／⑥C≧75%	④× ⑭×90%+(⑬−⑭)×40% / ⑬	㉖	G12		G27		G42	
第二種事業及び第三種事業 (⑧C+⑨C)／⑥C≧75%	④× ⑮×80%+(⑬−⑮)×70% / ⑬	㉗	G13		G28		G43	
第二種事業及び第四種事業 (⑧C+⑩C)／⑥C≧75%	④× ⑮×80%+(⑬−⑮)×60% / ⑬	㉘	G14		G29		G44	
第二種事業及び第五種事業 (⑧C+⑪C)／⑥C≧75%	④× ⑮×80%+(⑬−⑮)×50% / ⑬	㉙	G15		G30		G45	
第二種事業及び第六種事業 (⑧C+⑫C)／⑥C≧75%	④× ⑮×80%+(⑬−⑮)×40% / ⑬	㉚	G16		G31		G46	
第三種事業及び第四種事業 (⑨C+⑩C)／⑥C≧75%	④× ⑯×70%+(⑬−⑯)×60% / ⑬	㉛	G17		G32		G47	
第三種事業及び第五種事業 (⑨C+⑪C)／⑥C≧75%	④× ⑯×70%+(⑬−⑯)×50% / ⑬	㉜	G18		G33		G48	
第三種事業及び第六種事業 (⑨C+⑫C)／⑥C≧75%	④× ⑯×70%+(⑬−⑯)×40% / ⑬	㉝	G19		G34		G49	
第四種事業及び第五種事業 (⑩C+⑪C)／⑥C≧75%	④× ⑰×60%+(⑬−⑰)×50% / ⑬	㉞	G20		G35		G50	
第四種事業及び第六種事業 (⑩C+⑫C)／⑥C≧75%	④× ⑰×60%+(⑬−⑰)×40% / ⑬	㉟	G21		G36		G51	
第五種事業及び第六種事業 (⑪C+⑫C)／⑥C≧75%	④× ⑱×50%+(⑬−⑱)×40% / ⑬	㊱	G22		G37		G52	

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目		税率6.24%適用分 A		税率7.8%適用分 B		合計C (A+B)	
		※付表4-3の④A欄へ	円	※付表4-3の④B欄へ	円	※付表4-3の④C欄へ	円
選択可能な計算式区分(⑳～㊱)の内から選択した金額	㊲	G53		G54		G55	

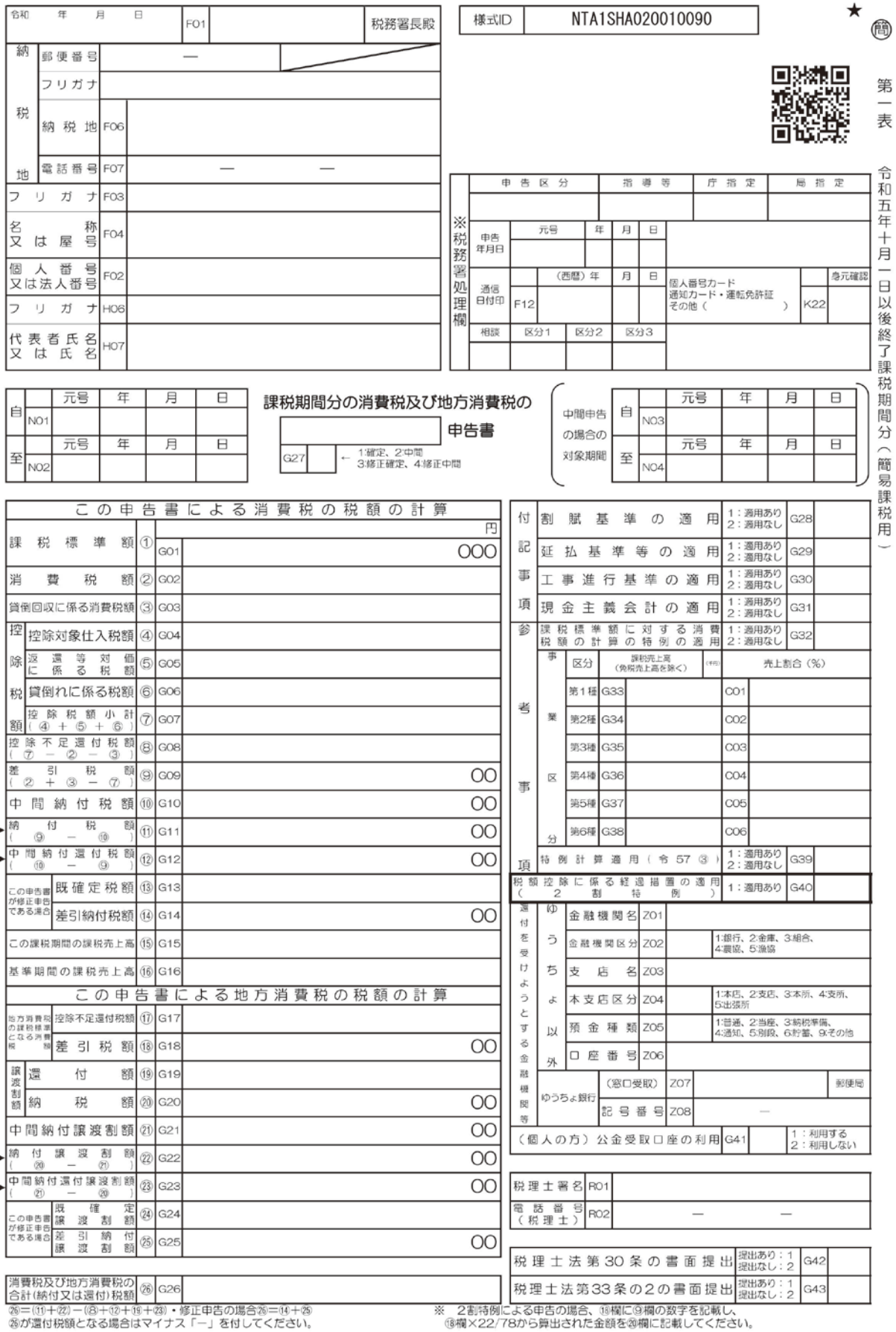
注意　金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(2／2)

(R1.10.1以後終了課税期間用)

消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）

この申告書は見本です。



令和　年　月　日　FO1　税務署長殿

様式ID　NTA1SHA020010090

★　簡

第一表

令和五年十月一日以後終了課税期間分（簡易課税用）

納税地　郵便番号　FO6　電話番号　FO7

フリガナ　FO3

名称又は屋号　FO4

個人番号又は法人番号　FO2

フリガナ　H06

代表者氏名又は氏名　H07

※税務署処理欄

申告区分	指導等	庁指定	局指定

申告年月日　元号　年　月　日

通信日付印　F12　（西暦）年　月　日

個人番号カード　通知カード・運転免許証　その他（　）　K22　身元確認

相談　区分1　区分2　区分3

自　N01　元号　年　月　日

至　N02　元号　年　月　日

課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書

G27　←1:確定、2:中間、3:修正確定、4:修正中間

中間申告の場合の対象期間　自　N03　元号　年　月　日　至　N04　元号　年　月　日

この申告書による消費税の税額の計算

			円
課税標準額	①	G01	○○○
消費税額	②	G02	
貸倒回収に係る消費税額	③	G03	
控除税額 控除対象仕入税額	④	G04	
控除税額 返還等対価に係る税額	⑤	G05	
控除税額 貸倒れに係る税額	⑥	G06	
控除税額 控除税額小計（④＋⑤＋⑥）	⑦	G07	
控除不足還付税額（⑦－②－③）	⑧	G08	
差引税額（②＋③－⑦）	⑨	G09	○○
中間納付税額	⑩	G10	○○
納付税額（⑨－⑩）	⑪	G11	○○
中間納付還付税額（⑩－⑨）	⑫	G12	○○
この申告書が修正申告である場合 既確定税額	⑬	G13	
この申告書が修正申告である場合 差引納付税額	⑭	G14	○○
この課税期間の課税売上高	⑮	G15	
基準期間の課税売上高	⑯	G16	

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	G17	
	差引税額	⑱	G18	○○
譲渡割額	還付額	⑲	G19	
	納税額	⑳	G20	○○
中間納付譲渡割額		㉑	G21	○○
納付譲渡割額（⑳－㉑）		㉒	G22	○○
中間納付還付譲渡割額（㉑－⑳）		㉓	G23	○○
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額		㉔	G24	
この申告書が修正申告である場合 差引納付譲渡割額		㉕	G25	○○
消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額		㉖	G26	

⑪・㉒又は⑫・㉓の記入をお忘れなく。

㉖＝(⑪＋㉒)－(⑫＋⑲＋㉓)・修正申告の場合㉖＝⑭＋㉕

㉖が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

付記事項	割賦基準の適用	1：適用あり 2：適用なし	G28
	延払基準等の適用	1：適用あり 2：適用なし	G29
	工事進行基準の適用	1：適用あり 2：適用なし	G30
	現金主義会計の適用	1：適用あり 2：適用なし	G31
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	1：適用あり 2：適用なし	G32

事業区分		課税売上高（免税売上高を除く）（千円）	売上割合（%）
第1種	G33		C01
第2種	G34		C02
第3種	G35		C03
第4種	G36		C04
第5種	G37		C05
第6種	G38		C06

特例計算適用（令57③）	1：適用あり 2：適用なし	G39	
税額控除に係る経過措置の適用（2割特例）	1：適用あり	G40	

還付を受けようとする金融機関等

ゆうちょ以外　金融機関名　Z01　金融機関区分　Z02　1:銀行、2:金庫、3:組合、4:農協、5:漁協　支店名　Z03　本支店区分　Z04　1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、5:出張所　預金種類　Z05　1:普通、2:当座、3:納税準備、4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他　口座番号　Z06

ゆうちょ銀行　（窓口受取）　Z07　郵便局　記号番号　Z08

（個人の方）公金受取口座の利用　G41　1：利用する 2：利用しない

税理士署名	R01	
電話番号（税理士）	R02	－ －

税理士法第30条の書面提出	提出あり：1 提出なし：2	G42	
税理士法第33条の2の書面提出	提出あり：1 提出なし：2	G43	

※　2割特例による申告の場合、⑱欄に⑨欄の数字を記載し、⑱欄×22/78から算出された金額を⑳欄に記載してください。

消費税及び地方消費税の申告書第二表

この申告書は見本です。

課税標準額等の内訳書

様式ID	NTA0SHA020020090

簡

第二表

令和四年四月一日以後終了課税期間分

納税地			
	郵便番号		—
	フリガナ		
	納税地	F06	
	電話番号	F07	— —
フリガナ		F03	
名称又は屋号		F04	
フリガナ		H06	
代表者氏名又は氏名		H07	

軽減売上割合（10営業日）	G25		提出あり：1 提出なし：2	附則38①	
小売等軽減仕入割合	G26		提出あり：1 提出なし：2	附則38②	

		元号	年	月	日
自	NO1				
至	NO2				

課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書

G01 ← 1:確定、2:中間 3:修正確定、4:修正中間

中間申告の場合の対象期間

		元号	年	月	日
自	NO3				
至	NO4				

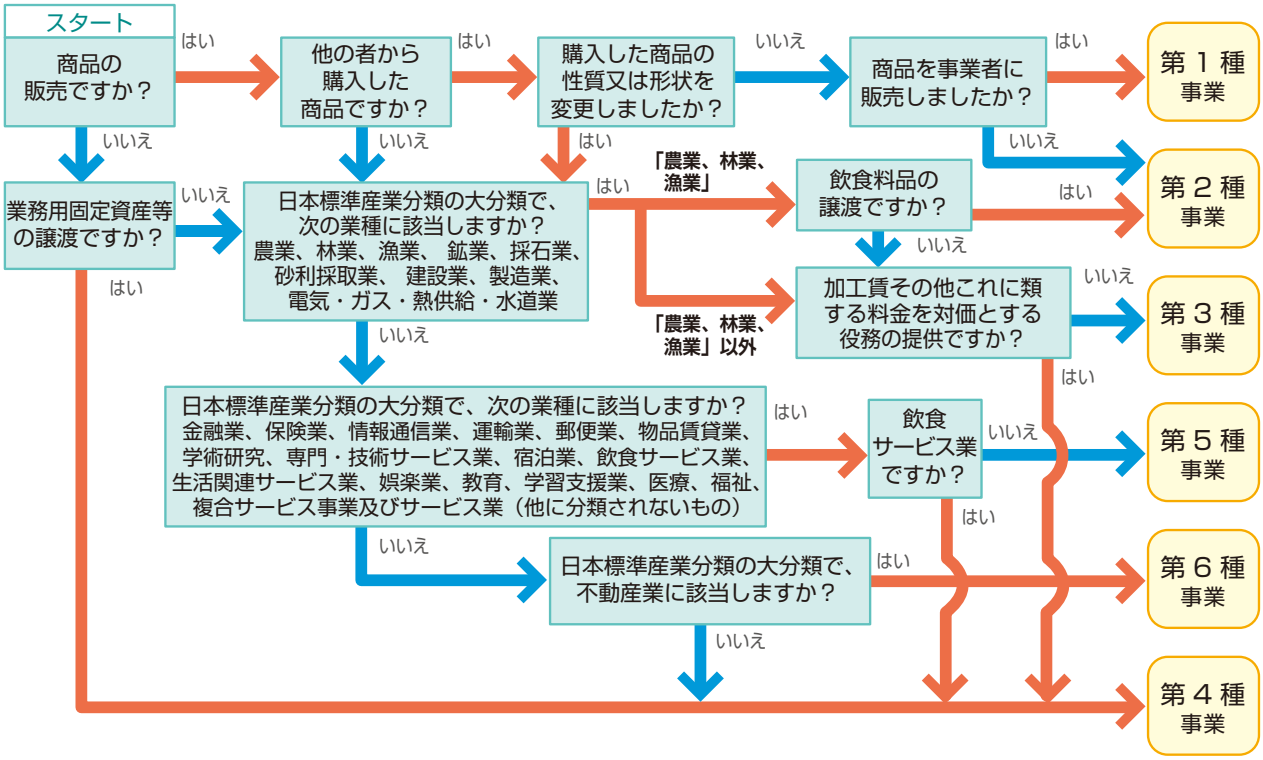
課税標準額 ※申告書（第一表）の①欄へ	①	G02	000
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額 3％適用分	②	G03	
4％適用分	③	G04	
6.3％適用分	④	G05	
6.24％適用分	⑤	G06	
7.8％適用分	⑥	G07	
（②～⑥の合計）	⑦	G08	
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額（注1） 6.3％適用分	⑧	G09	
7.8％適用分	⑨	G10	
（⑧・⑨の合計）	⑩	G11	
消費税額 ※申告書（第一表）の②欄へ	⑪	G12	
⑪の内訳 3％適用分	⑫	G13	
4％適用分	⑬	G14	
6.3％適用分	⑭	G15	
6.24％適用分	⑮	G16	
7.8％適用分	⑯	G17	
返還等対価に係る税額 ※申告書（第一表）の⑤欄へ	⑰	G18	
⑰の内訳 売上げの返還等対価に係る税額	⑱	G19	
⑰の内訳 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額（注1）	⑲	G20	
地方消費税の課税標準となる消費税額 （⑳～㉓の合計）	⑳	G21	
4％適用分	㉑	G22	
6.3％適用分	㉒	G23	
（注2） 6.24%及び7.8% 適用分	㉓	G24	

（注1） ⑧～⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

（注2） ⑳～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

事業区分の判定フローチャート

○ このフローチャートは、事業区分の判定に当たっての目安です。事業区分については、20ページも参照してください。
○ 事業区分の判定は、原則として、取引単位ごと（課税資産の譲渡等ごと）に判定し、それぞれ第1種から第6種までのいずれかに区分します。



※ 個々の判定は、社会通念上の取引単位を基に行いますが、資産の譲渡と役務の提供とが混同した取引で、それぞれの対価の額が区分されている場合には、区分されたところにより、個々に事業の種類を判定することになります。
※「購入した商品の性質、又は形状を変更しましたか？」という判定では、例えば、次のような行為は性質及び形状を変更しないものと判断します。
・商標、ネーム等を添付又は表示すること
・それ自体を販売している複数の商品を詰め合わせること
・液状等の商品を販売容器に収容すること
・ガラス、その他の商品を販売のために裁断すること
※ フローチャートで、取引が「他の者から購入した商品の譲渡」及び「製造小売業」に該当しない場合は、日本標準産業分類（大分類）の製造業等の分類を基準に、これらの製造業等として一般的に行われる資産の譲渡等に該当するかどうかの判定を行います。
※ 日本標準産業分類上、製造業等に該当することとなっても、対価の名称のいかんを問わず、他の者の原料若しくは材料又は製品等に加工を行い、その加工等の対価を受領する役務の提供は第４種事業に該当します。

消費税課税取引の判定表

この判定表は、事業所得等の青色申告決算書等の科目ごとに、消費税の課税取引になるかどうかの、おおよその基準を示しています。実際の判定に当たっては、その内容をよく検討してください。

消費税課税取引判定表（営業等所得・不動産所得用）

科　目	課否	課税売上げにならないもの
売上（収入）金額（雑収入を含む）	△	社会保険診療収入（非） 商品券等の販売代金（非） 土地売却代金（非） 受取利息（非） 住宅家賃（非） 保険金（不） 国外取引収入（不） 輸出取引等収入（免） 対価性のない補助金や助成金･給付金(不)

消費税課税取引判定表（農業所得用）

科　目			課否	課税売上げにならないもの
収入金額	販　売　金　額		△	輸出取引等収入（免）
	家事消費	金額	○	
	事業消費		▽	種苗等による事業消費
	雑　収　入		△	対価性のない補助金や助成金･給付金(不) 保険金（不） 受取利息（非）
	小　計			
	農産物の棚卸高	期首		
		期末		

記号の意味

○..... 課税売上げになるもの
△..... 大部分は課税売上げになるが、課税売上げにならないものもあるもの
▽..... 大部分は課税売上げにならないが、課税売上げになるものもあるもの
非..... 非課税となるもの
不..... 消費税の対象とならないもの（不課税取引）
免..... 免税となるもの

振替納税の新規(変更)申込み　※次のページを切り離して振替依頼書としてご利用できます。

申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の振替納税を新規に利用される方又は依頼内容を変更される方は、e-Taxを利用した振替依頼書のオンライン提出又はこのページの裏面の『預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書』に必要事項を記入し、預貯金通帳に使用している印鑑を押して所轄税務署又は金融機関へ提出してください(郵送の場合は、業務センター宛に送付してください。)。

記載例及びe-Taxによるオンライン提出の詳細は、下記QRコードをご参照ください。

※1　定期預金及び貯蓄預金等ではご利用になれません。また、インターネット専用銀行等の一部の金融機関、インターネット支店等の一部店舗ではご利用になれない場合があります。

※2　提出の際には申告書に貼らないでください。

(記載要領)

(振替依頼書オンライン提出の流れ)

(金融機関経由印)

様式ID	NTA1VCZ010010010

★サ1

納　付　書　送　付　依　頼　書

提出先	F01		税務署長					
氏名(カナ)	F03		生年月日	元号	年	月	日	
氏名	F04		K01					
※税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	(西暦) 年	月	日			

私が納付する	税目	G01		← 以下の番号を記載してください。 1:申告所得税及復興特別所得税・消費税及地方消費税 2:申告所得税及復興特別所得税 3:消費税及地方消費税	開始日	元号	年	月	日
	申告区分	G02	7	7:全納期分 ※特定の納期分のみ希望する場合には、記載要領を参照し、左記の番号を訂正してください。	N01				

について

以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので、納付税額等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関あて送付してください。

預　貯　金　口　座　振　替　依　頼　書

金融機関名	Z01		金融機関区分	Z02		← 以下の番号を記載してください。 1:銀行、2:金庫、3:組合、4:農協、5:漁協	御中
支店名	Z03		本支店区分	Z04		← 以下の番号を記載してください。 1:本店、2:支店、3:本所 4:支所、5:出張所、9:上記以外	
納税地の区分		← 以下の番号を記載してください。 1:住所地、2:居所地、3:事業所等					
納税地	郵便番号(納税地)	F05	－	電話番号(納税地)	F07	－ －	
	納税地	F06					
納税地以外の住所地等	郵便番号	K06	－	電話番号	K08	－ －	
	住所地等	K07					
口座名義(カナ)			金融機関お届け印				
口座名義							
銀行等(ゆうちょ銀行以外)	預金種類	Z05	← 以下の番号を記載してください。 1:普通、2:当座、3:納税準備	※金融機関整理欄	受付印	印鑑照合	検　印
	口座番号	Z06					
ゆうちょ銀行	記号番号	Z08	－		(例) 1×××0－×××××××1		

税務署から私名義の納付書が貴店(組合)に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとしたいので、下記約定を承認の上依頼します。

1　対象税目

税目		←以下の番号を記載してください。 1:申告所得税及復興特別所得税・消費税及地方消費税 2:申告所得税及復興特別所得税 3:消費税及地方消費税	申告区分	7	7:全納期分 ※特定の納期分のみ希望する場合には、記載要領を参照し、左記の番号を訂正してください。

2　振替納付日

納期の最終日(休日の場合は翌取引日)

ただし、納付の日が納期限後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなされるときは、貴店(組合)に納付書が到達した日から2取引日を経過した最初の取引日まで。

※金融機関整理欄

(不備返却事由)

A 印鑑相違　F 住所相違
B 印鑑不鮮明　G 支店名相違
C 口座番号相違　H その他
D 口座該当なし
E 名義人相違

(備考)

変更後(口座識別番号)

変更後(認証番号)

約　　定

1　預貯金の支払手続については、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
2　指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
3　この口座振替契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私に通知されることなく、解除されても異議はありません。
4　この口座振替契約を解除する場合には、私から(納税貯蓄組合長を経由して)指定した金融機関並びに税務署あて文書により連絡します。
5　この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。
6　貴店(組合)に対して領収証書の請求はいたしません。

このページは切り離してご利用ください。